

だい じ
第3次

もりぐちしちいきふくしけいかく
守口市地域福祉計画

ちいき す ひとびと とも い とも ささ あ
～地域に住む人々と、共に生き、共に支え合い、
す 住んでよかったと思える地域の実現に向けて～
おも ちいき じつげん む



平成30(2018)年3月

もり ぐち し
守 口 市

はじめに

本市では、平成 20（2008）年に策定しました
もりぐちしちいきふくしけいかく
「守口市地域福祉計画」、平成 25（2013）年に
策定しました「だいじ第 2 次守口市地域福祉計画」に基づき、地域における人のつながりを大切にし、お互いに助け合える関係を築く社会の実現を目指し、様々な施策を展開してまいりました。



この間、しょうしこうれいか少子高齢化やかくかぞくか核家族化の進行による生活様式や家族構成などの多様化もあり、高齢者等のこどくし孤独死、子育て家庭の孤立、ひきこもり、ぎやくたい虐待や生活ごんきゅう困窮など市民が直面する課題は複合化しております。また、これまでの法律や制度では対応できない、制度のはざま狭間におかれた方も増えております。これら諸課題に対応していくため、このたび「だいじ第 3 次守口市地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、引き続き「地域に住む人々と、共に生き、共に支え合い、住んでよかったと思える地域の実現に向けて」を基本理念に掲げ、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、自ら努力し、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公共サービスと協働を進め、助け合いながら暮らすことのできる
もりぐちばんちいききょうせいしゃかい
「守口版地域共生社会」を目指してまいります。

この社会を実現するためには、行政だけでなく地域住民や町会・自治会、福祉に関わる各関係機関や団体はもとより、地域社会を構成する全てのものが連携し、もりぐちばんちいききょうせいしゃかい「守口版地域共生社会」の実現に向けて取り組むことが必要です。今後とも更なるご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議を賜りました本市地域
ふくしけいかくさくていごんわかい
福祉計画策定懇話会の委員の皆様をはじめ、意向調査等にご協力をいただきました市民や事業所の皆様方に、心より厚くお礼申し上げます。

平成 30（2018）年 3 月

守口市長 西端 勝樹

も く じ

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画策定の背景	3
3. 計画の位置づけと期間	5
4. 策定体制と手法	7

第2章 守口市の特色

1. 守口市の概況	9
2. 守口市の現状	10
3. 第2次計画の振り返り	22

第3章 目標実現に向けた施策の推進

基本理念と計画の体系	27
基本目標1 「我が事」の意識の醸成	28
基本目標2 役割の持てる地域づくり	30
基本目標3 「丸ごと」受け止める体制の構築	33
基本目標4 子ども・子育て支援施策の推進	35
基本目標5 権利擁護と人権尊重	37
基本目標6 生活困窮者の支援	39
基本目標7 災害弱者の支援	42
基本目標8 包括的な相談支援体制の構築	44

第4章 計画の推進に向けて

1. 重点プロジェクトについて	46
2. 計画の進行・管理	47
3. 計画の見直し	47

資料編

1. 守口市地域福祉計画策定懇話会設置条例	49
2. 守口市地域福祉計画策定懇話会委員名簿	50
3. 守口市地域福祉計画検討委員会要綱	51
4. 策定経過	52
5. 用語解説	53

※文中の中で「※」印が付いている用語はP53「5. 用語解説」で詳しい説明を載せています。

※本計画は便宜上、元号表記を「平成」とし、平成31年5月以降、新元号に読み替えます。

第1章 けいかく さくてい 計画の策定にあたって

1. けいかく さくてい しゅし 計画策定の趣旨

住み慣れたところで、安心して生活を送ることはすべての人の願いです。

ところが、^{しょうしこうれいか}少子高齢化や^{かくかぞく}核家族[※]化の進行により、家族構成や生活様式も多様化してきた現代は、生活上で抱える悩みも様々です。

高齢者等の^{こどくし}孤独死[※]、子育て家庭の孤立、ひきこもり[※]、^{ぎやくたい}虐待、^{せいかつこんきゅう}生活困窮など、新たな社会問題に対応していくには、公的なサービスだけでは限界があります。身近にいる人でなければ気付かないこと、近所だからできることもたくさんあります。

これからは、地域で互いに支え合い、助け合うことによる福祉のまちづくりが求められます。

本市では、平成 20（2008）年に^{もりぐちしちいきふくしけいかく}「守口市地域福祉計画」を、平成 25（2013）年に^{だい}「第2次守口市地域福祉計画」を策定し、「^じ地域に住む人々と、共に生き、共に支え合い、住んでよかったと思える地域の実現に向けて」を基本理念に掲げ、様々な福祉施策を展開してきました。

地域福祉計画とは、生活する地域に根ざし、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いを思いやり、助け合い、その人らしく自立した生活を送る仕組みを作るための計画であり、そのプレイヤーは行政だけでなく、市民の皆さんでもあります。

そうした思いを持って、直近の国の動向や福祉施策の実施状況等を踏まえた上で、平成 34（2022）年度までを計画期間とする^{だい}「第3次守口市地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を新たに策定しました。

一人で解決できない問題は地域で助け合い、さらに難しい問題や専門的対応が必要な問題は、行政や関係する様々な団体・組織・機関と一緒に問題解決に取り組み、住んでよかったと思えるまち守口に向けて取り組んでいきます。

2. 計画策定の背景

◆ 国の動向

日本の福祉の歴史は戦前、「向こう三軒両隣」という言葉があったように、隣近所の付き合いが深く、地域の問題は地域全体で対応してきました。大正 6（1917）年には岡山県で民生委員[※]の源となる済世顧問制度が創設され、大正 7（1918）年には方面委員制度が大阪府で創設されました。こうした住民相互の支え合いによる活動が、今日の地域福祉の原点となっています。

それから戦後、都道府県や市に福祉事務所が創設され、福祉三法（生活保護法・児童福祉法・身体障害者福祉法）が施行され、介護保険法が施行された平成 12（2000）年まで長きにわたり、行政が福祉サービスを決定し給付する措置制度が主流となりました。

しかし、介護保険法の施行を契機に、高齢、障がい、子ども、生活困窮など分野ごとに法整備が進み、サービスの利用方法も児童分野を除いて、利用者との契約制度に移行しました。

一方で、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要としている人が自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立しているケースなど、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題が近年急増しています。

そこで、地域で起きている様々な問題を他人事ではなく「我が事」としてとらえ、分野別の相談を世帯として「丸ごと」受け止めるという発想から、平成 28（2016）年 7 月厚生労働大臣を本部長とした『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部が厚生労働省に設置されました。

「地域共生社会」とは、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会です。

国は、「地域共生社会」を今後の福祉改革の基本構想に位置づけ、公的支援のあり方を“縦割り”から“丸ごと”へと転換する「地域包括ケアシステム」の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が平成 29（2017）年 6 月 2 日に公布されました。

これは介護保険法をはじめ医療法、社会福祉法など関連する 31 の法改正が含まれる一括法です。

平成28年	7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
	10月	地域力強化検討会の設置
	12月	地域力強化検討会 中間とりまとめ
平成29年	2月	『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
	5月	社会福祉法改正案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）の可決・成立
	6月	改正社会福祉法の公布
	9月	地域力強化検討会 最終とりまとめ ⇒2020年代初頭の「地域共生社会」の全面展開を目指していく
平成30年	4月	改正社会福祉法の施行

平成30（2018）年4月施行の改正社会福祉法^{かいせいしゃかいふくしほう}では、市町村の努力義務として、地域住民や関係機関との相互協力による「包括的な支援体制の整備^{ほうかつてき しえんたいせい せいび}」と「地域福祉計画^{ちいきふくし}の策定^{けいかく さくてい}」を求めています。

●包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3）

- 1 住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- 2 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築
- 3 市町村における包括的な相談支援体制の構築

国は、さらなる制度の見直しも視野に入れながら体制づくりを進め、平成32（2020）年初頭に「地域共生社会の実現に向けた取組みの推進^{ちいききょうせいしゃかい じつげん む とりく すいしん}」の全面展開を目指しています。

福祉改革が本格的に動き始めた中、市町村においては住民に対する包括的、総合的な相談支援体制の構築が求められます。

◆ 大阪府の動向

大阪府においては、平成15（2003）年3月に「地域福祉支援計画^{ちいきふくししえんけいかく}」を、平成21（2009）年3月に「第2期大阪府地域福祉支援計画^{だい き おおさかふちいきふくししえんけいかく}」を策定し、地域における見守り・発見・つなぎ機能の強化や地域福祉のセーフティネットの充実に取り組んできました。

また、平成27（2015）年3月には「第3期大阪府地域福祉支援計画^{だい き おおさかふちいきふくししえんけいかく}」を策定し、地域福祉を取り巻く環境変化と複雑・多様化する福祉・生活課題を踏まえ、生活困窮者^{せいかつ こんきゆうしゃ}の自立支援等の新たな施策推進を盛り込むとともに、第1期・第2期計画の成果を生かし、さらなる公民協働^{こうみんきょうどう}と要援護者^{ようえんごしゃ}に対する総合的な支援体制の構築により、地域福祉のセーフティネットの充実・強化に取り組んでいます。

3. 計画の位置づけと期間

◆ 法的な位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけるものであり、地域福祉の推進に関する事項として下記の事項を盛り込むよう同法に明記されています。

●市町村地域福祉計画に関する事項（法第 107 条）

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 第 106 条の 3 に掲げる事業を実施する場合には、その事業に関する事項

また、厚生労働省社会・援護局長通知により下記の事項を計画に盛り込むよう規定されています。

平成 19 年 8 月通知「市町村地域福祉計画の策定について」

→要援護者の支援方策（把握、情報の共有、支援）に関する事項

平成 22 年 8 月通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」

→住民参加の地域福祉体制を構築し、高齢者の所在不明問題、孤立の防止を踏まえた事項

平成 26 年 3 月通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」

→生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項

生活困窮者の把握等に関する事項

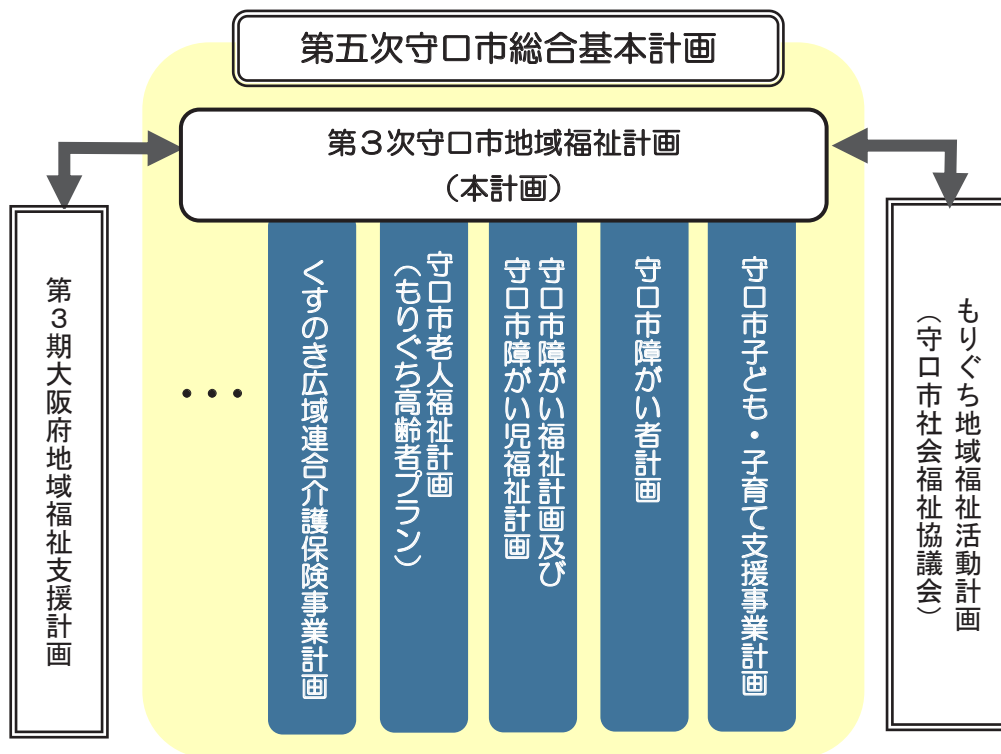
生活困窮者の自立支援に関する事項

◆ 本市における位置づけ

本計画は、「第五次守口市総合基本計画」を上位計画とし、対象別の「守口市子ども・子育て支援事業計画」「守口市障がい者計画」「守口市障がい福祉計画及び守口市障がい児福祉計画」「守口市老人福祉計画（もりぐち高齢者プラン）」および介護保険に関する計画を定めた、くすのき広域連合※による「くすのき広域連合介護保険事業計画」、社会福祉協議会※による「もりぐち地域福祉活動計画」を関連計画として、それぞれに共通する地域福祉の理念を明らかにするとともに、地域福祉の推進を図るための基本的な方向性を定めるものです。

社会福祉協議会[※]が策定する「もりぐち^{ちいきふくしかつどうけいかく}地域福祉活動計画」は、地域住民や民間団体が主体となって、地域福祉活動を計画的に進めていくための行動計画です。

「地域福祉計画^{ちいきふくしけいかく}」は、市民と行政の協働により、地域福祉の基本理念や基本目標の実現を目指す施策の実施計画であり、市と社会福祉協議会[※]は相互に連携を図り一体となって、地域福祉を推進していく必要があります。



◆ 計画の期間

本計画期間は、平成 30（2018）年度から平成 34（2022）年度までの5年間とします。

ただし、国や大阪府などの動向を踏まえて、法改正や社会情勢の変化、関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

4. 策定体制と手法

計画の策定にあたっては、地域福祉の学識経験者等で構成する「ちいきふくしけいかくさくてい地域福祉計画策定懇話会」と、庁内の関係部署で構成する「ちいきふくしけいかくけんとういんかい地域福祉計画検討委員会」において審議を行いました。

さらに、「市民意向調査」や「事業所意向調査」、「パブリックコメント」を実施し、できるだけ多くの市民の意見を反映するよう努めました。

◆ 市民意向調査の実施

18歳以上の市民 2,500名を無作為に抽出し、郵送による配布・回収により、市民意向調査を実施しました。

配布数	到達数	回収数	回収率	調査期間
2,500	2,487	1,078	43.3%	平成 29 (2017) 年 7 月 12 日～7 月 31 日

◆ 事業所意向調査の実施

市内 200 か所の福祉事業所に対し、郵送による配布・回収により、事業所意向調査を実施しました。

配布数	到達数	回収数	回収率	調査期間
200	200	113	56.5%	平成 29 (2017) 年 8 月 14 日～8 月 31 日

◆ 「だい じ もりぐちしちいきふくしけいかくさくていこんわかい第 3 次守口市地域福祉計画策定懇話会」の開催

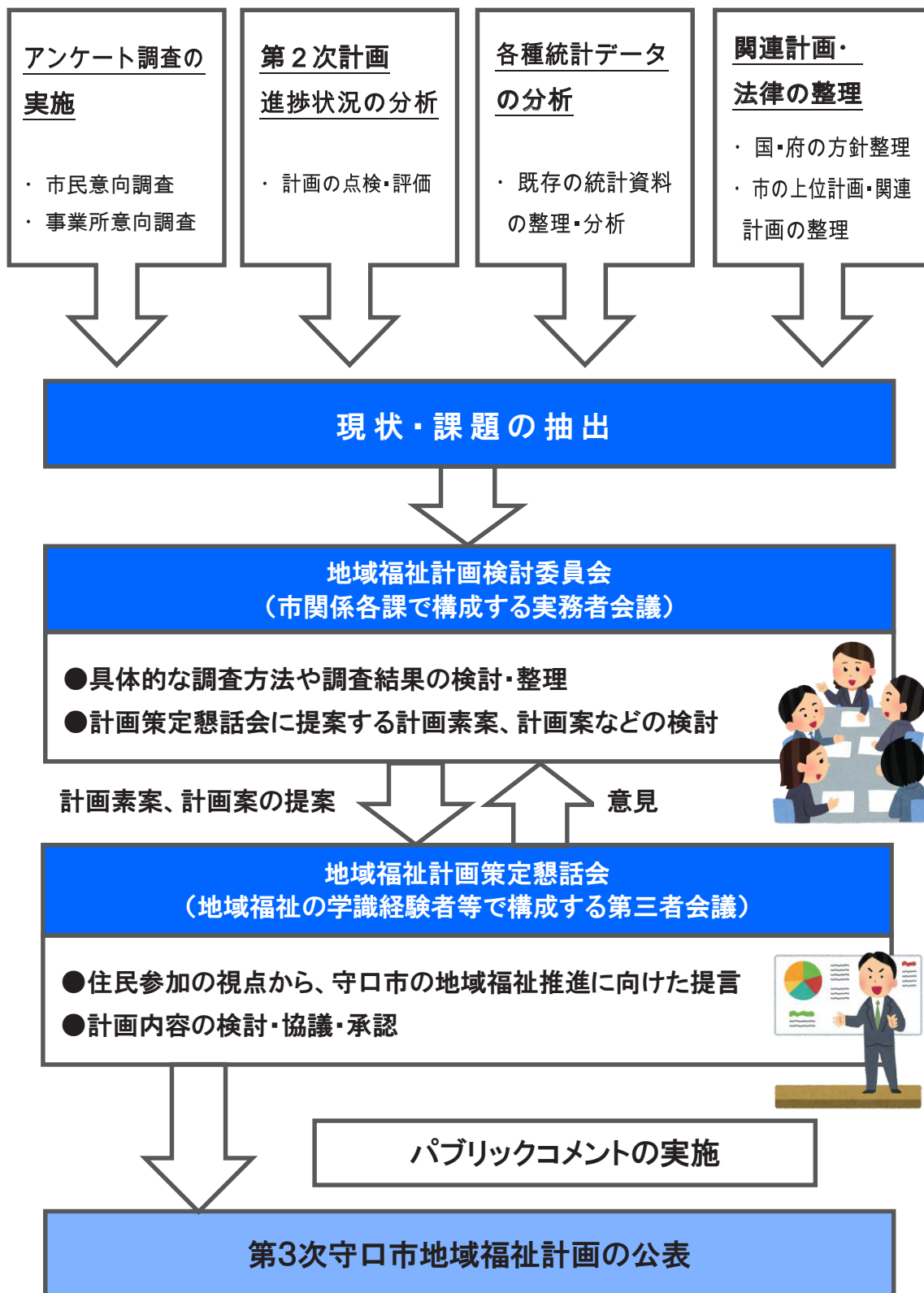
本市の地域福祉を支えてきた地域組織等の代表者や有識者、学識経験者等で構成する「ちいきふくしけいかくさくていこんわかい地域福祉計画策定懇話会」を計 3 回開催し、本市の地域福祉推進に向けた提言や計画内容の検討、調整を行いました。

◆ 計画に対する意見の聴取（パブリックコメントの実施）

計画に市民の意見を反映させるため、ホームページや窓口での閲覧などの手法により、計画に対する市民の意見を募集しました。

- ・実施期間：平成 30 (2018) 年 1 月 4 日から 2 月 2 日まで
- ・閲覧場所：健康福祉部総務課、各コミュニティセンター、守口市情報コーナー、市ホームページ
- ・実施結果：「第 3 次守口市地域福祉計画（案）」に対する意見はありませんでした。

〈 計画策定の流れ 〉



第2章 もりぐちし とくしょく 守口市の特色

1. もりぐちし がいきょう 守口市の概況

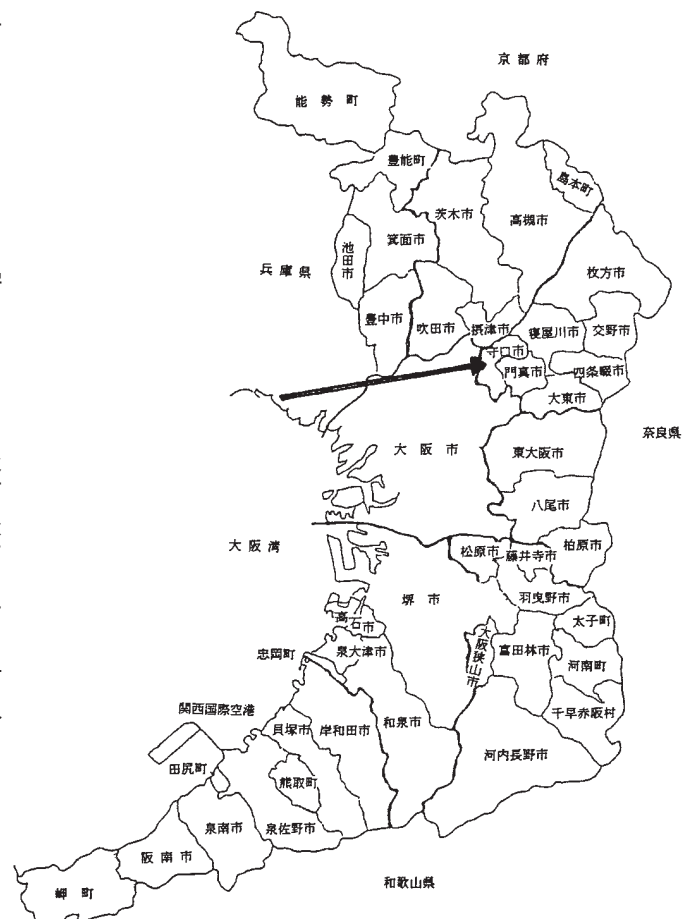
本市は、昭和 21（1946）年に守口・三郷両町が合併し、大阪府内で 11 番目に市制を施行しました。大阪平野のほぼ中央部、淀川の左岸に位置し、南及び西の二方は大阪市に、東は門真市に、北は寝屋川市に接して、市域はおおむね淀川の沖積による平坦地です。

当時の市域は、ほとんど田畑で占められていましたが、交通の便がよい地理的条件から昭和 32（1957）年に隣接する庭窪町と合併したことで、市勢は急速に進み、人口は昭和 46（1971）年にピークの 188,035 人を記録し、市制施行時の 4 倍近くの増加を見るに至りました。

府内でもいち早く農村型から都市型へ変貌を遂げ、現在は全域が市街化され、市内には京阪電車・大阪市営地下鉄・モノレールが縦横に走り、国道 1 号線・阪神高速道路・近畿自動車道など各都市間を結ぶ主要道路が整備され、交通の要衝ようしゅうとなっています。

しかし、昭和 47（1972）年以降は大阪市を中心とするドーナツ化現象の影響で、人口は減少に転じ、平成 29（2017）年 10 月 1 日現在で 144,083 人となっています。

平成 23（2011）年に策定した「第五次守口市総合基本計画」では、平成 32（2020）年における目標人口を 15 万人と定めており、教育環境の整備や子育て支援の充実、地域経済の活性化、安全・安心で快適な住環境の整備など、住んでみたい、住み続けたいと思える魅力あるまちづくりに取り組み、次代を担う若い世代の定住・転入を促すとともに、今後も増加が見込まれる高齢者にとっても暮らしやすいまちを目指しています。



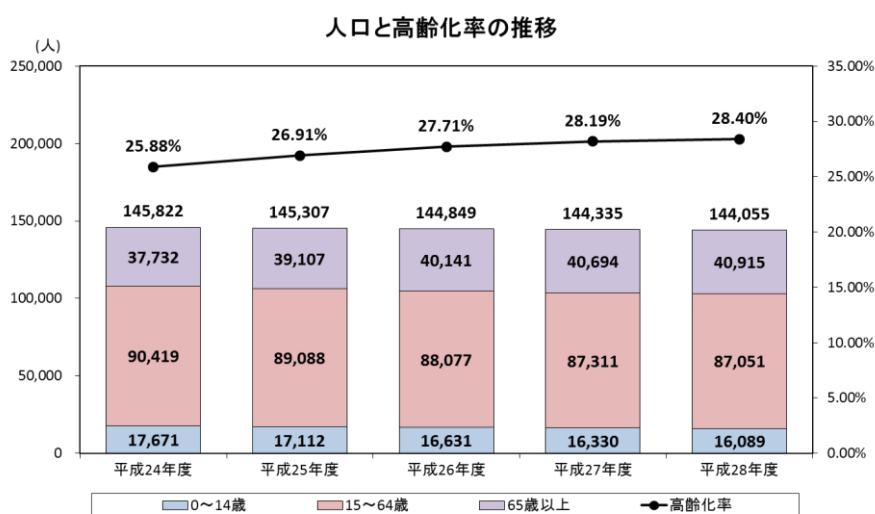
2. 守口市の現状

◆ 人口、世帯の状況

(1) 人口と高齢化率の推移

本市の近年の人口は減少傾向にあります。平成 24（2012）年度より 14 万 5 千人台で推移し、平成 28（2016）年度には総人口が 144,055 人となっています。

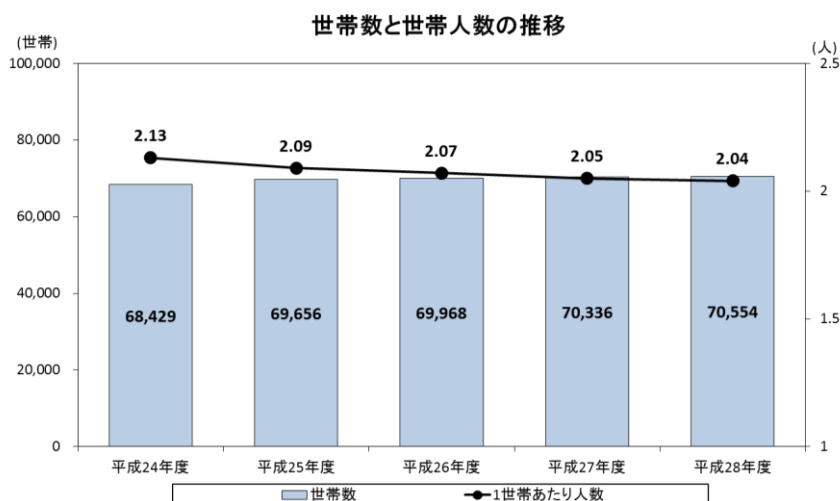
また、年齢階層別にみると、0～14 歳と 15～64 歳は平成 24（2012）年度以降減少していますが、65 歳以上は一貫して増加しており、平成 28（2016）年度の高齢化率は 28.4%となっています。



資料：守口市統計書（守口市市民生活部総合窓口課：各年年度末現在）

(2) 世帯数と世帯人数の推移

世帯数の推移をみると、各年で増加しており、平成 28（2016）年度で 70,554 世帯となっています。一方、1 世帯あたり人数は各年で減少しており、平成 28（2016）年度で 2.04 人となっています。

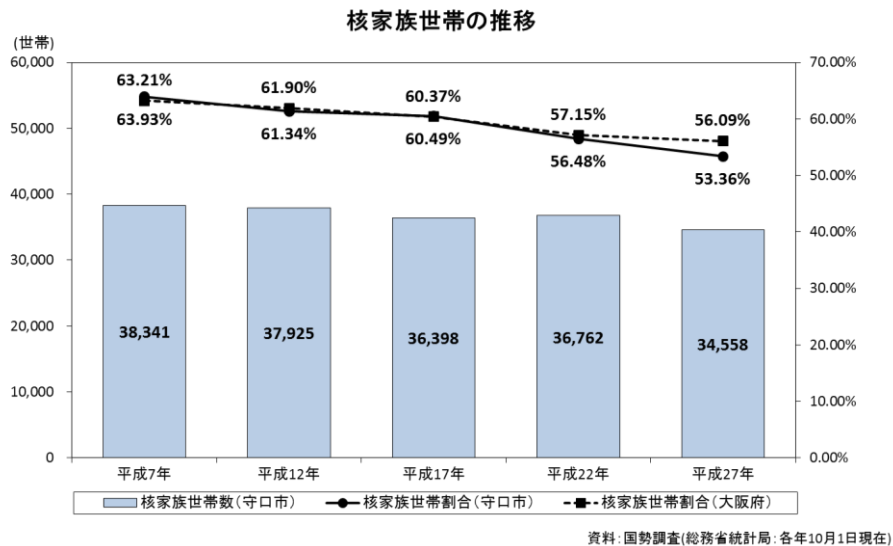


資料：守口市統計書（守口市市民生活部総合窓口課：各年年度末現在）

(3) 核家族^{かくかぞく}世帯の推移

国勢調査による5年ごとの核家族^{かくかぞく}世帯の推移をみると、核家族^{かくかぞく}世帯数は年々減少傾向にありましたが、平成22(2010)年に一度増加し、平成27(2015)年には34,558世帯と過去最低となっています。

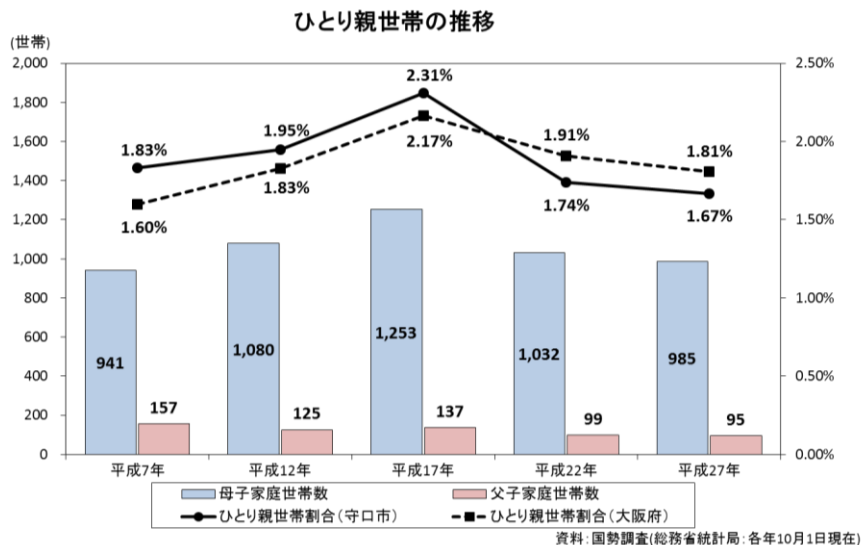
また、一般世帯に占める核家族^{かくかぞく}世帯の割合は年々減少傾向にあり、平成27(2015)年には53.36%と大阪府の56.09%より低くなっています。



(4) ひとり親世帯の推移

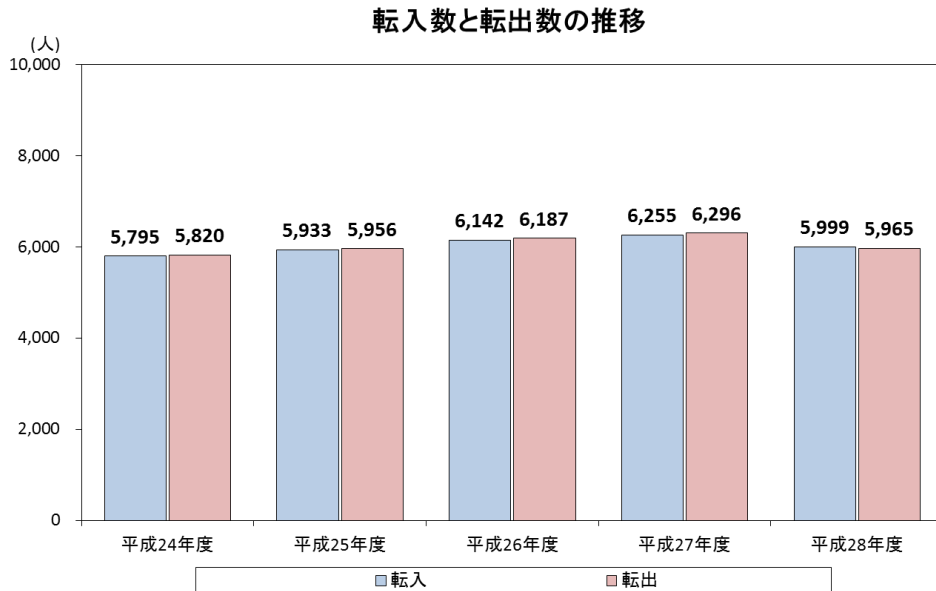
国勢調査による5年ごとのひとり親世帯の推移をみると、母子家庭世帯数は平成17(2005)年をピークに減少しており、平成27(2015)年には985世帯となっています。一方、父子家庭世帯数は増減を繰り返し、平成27(2015)年には95世帯となっています。

また、全世帯に占める母子家庭世帯と父子家庭世帯の割合について、大阪府との比較でみると、平成22(2010)年を境に本市の方が低くなっています。



(5) 転入数と転出数の推移

転入・転出数は各年で均衡しており、平成 28（2016）年度では転入の方が 34 人多くなっています。



資料：守口市統計書(守口市市民生活部総合窓口課：各年年度末現在)

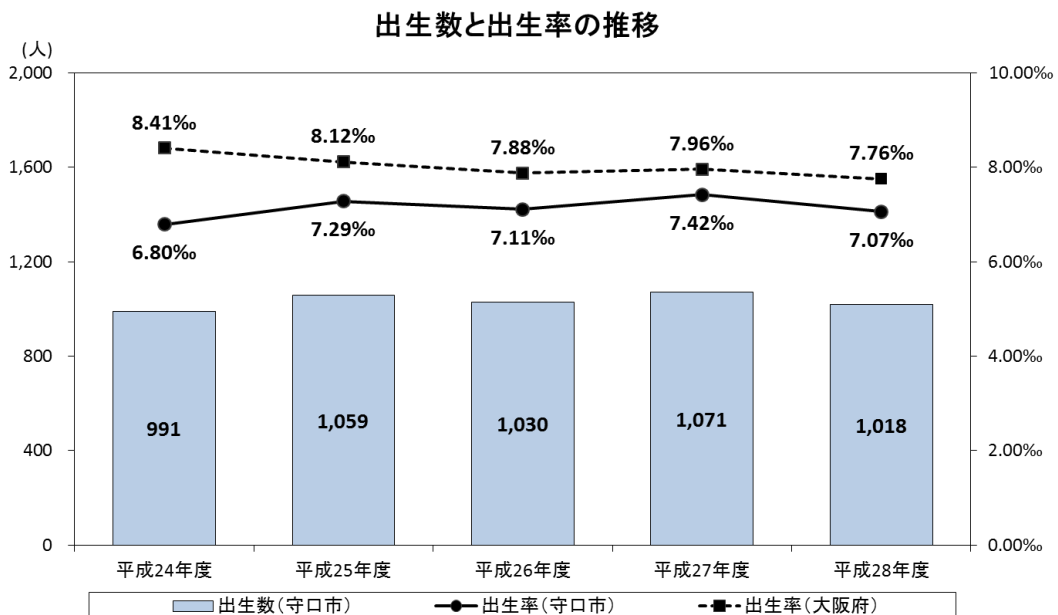
◆ 子どもの状況

(1) 出生数と出生率の推移

出生数は増減を繰り返し、平成 28（2016）年度には 1,018 人となっています。

また、出生率（人口 1,000 人当たりの出生数）をみると、平成 28（2016）年度は 7.07%となっており、大阪府の 7.76%よりも低くなっています。

※「‰（パーミル）」とは、1000 分の 1 を 1 とする単位をいいます。



資料：守口市統計書(守口市市民生活部総合窓口課：各年年度末現在)
大阪府人口動態統計データ(大阪府健康医療部健康医療総務課：平成25年以前は各年年度末、以降は各年年度末現在)

(2) 未就学児の推移

本市の0～5歳の未就学児における保育施設数と施設入所者数と待機児童数の推移です。本市では、平成28(2016)年4月1日現在、公立10か所と私立1か所の保育所、公立1か所と私立13か所の認定こども園、私立9か所の小規模保育事業所、公立4か所と私立6か所の幼稚園があり、入所している合計幼児数は3,467人、待機児童数は17人です。平成24(2012)年度と比較すると、合計幼児数は575人減っており、待機児童数は128人減っています。

未就学児の推移

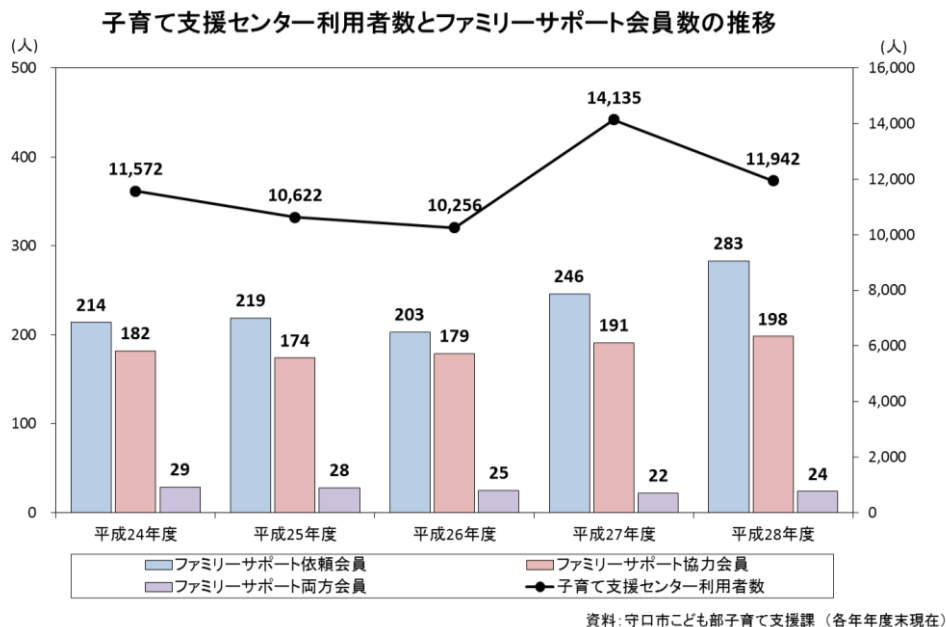
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
公立保育所 (0～5歳)	施設数	12	12	12	12	10
	幼児数	1,118	1,107	1,089	1,054	899
	待機児童数	43	14	14	6	1
私立保育所 (0～5歳)	施設数	11	11	11	2	1
	幼児数	1,310	1,322	1,295	161	53
	待機児童数	102	23	31	6	0
公立認定こども園 (0～5歳)	施設数	—	—	—	—	1
	幼児数	—	—	—	—	100
	待機児童数	—	—	—	—	3
私立認定こども園 (0～5歳)	施設数	—	—	—	11	13
	幼児数	—	—	—	1,144	1,272
	待機児童数	—	—	—	15	12
小規模保育事業所 (0～2歳)	施設数	—	—	—	8	9
	幼児数	—	—	—	98	119
	待機児童数	—	—	—	1	1
公立幼稚園 (4・5歳)	施設数	5	5	5	5	4
	幼児数	263	258	238	213	155
私立幼稚園 (3～5歳)	施設数	9	9	9	7	6
	幼児数	1,080	1,021	1,023	817	728
市外私立幼稚園 (3～5歳)	施設数	22	28	24	20	19
	幼児数	271	259	260	209	141
合計施設数		59	65	61	65	63
合計幼児数		4,042	3,967	3,905	3,696	3,467
合計待機児童数		145	37	45	28	17

資料：守口市こども部保育・幼稚園課（平成24～26年度は5月1日現在、平成27年度以降は4月1日現在）

(3) 子育て支援センター※利用者数とファミリーサポート※会員数の推移

本市の子育て支援センター※利用者数をみると、平成 27（2015）年度の利用が特に多くなっており、年々わずかですが増加傾向にあります。

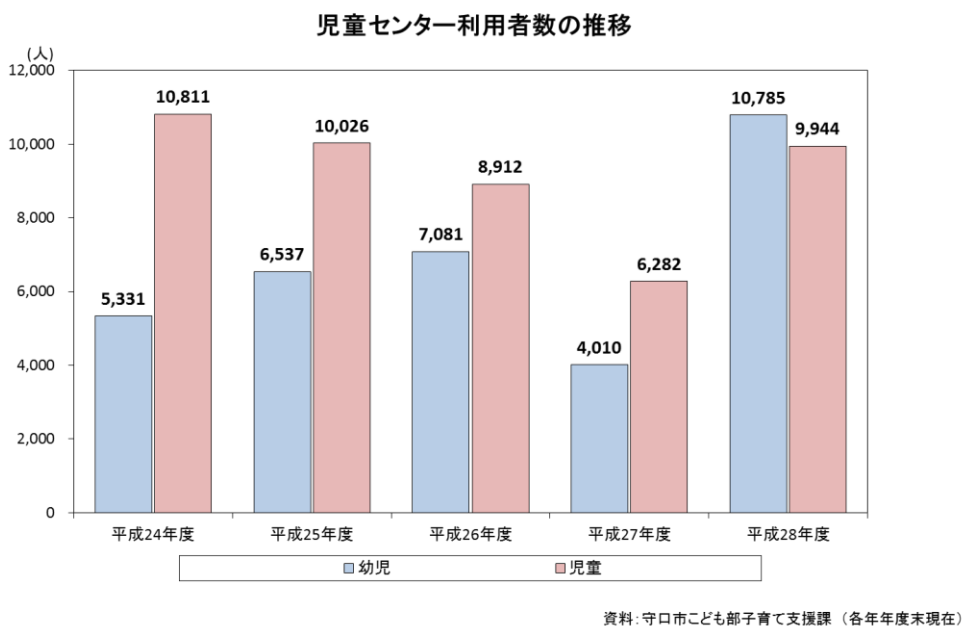
また、ファミリーサポート※依頼会員及び協力会員も増加傾向にあり、特に依頼会員が増えています。



(4) 児童センター※利用者の推移

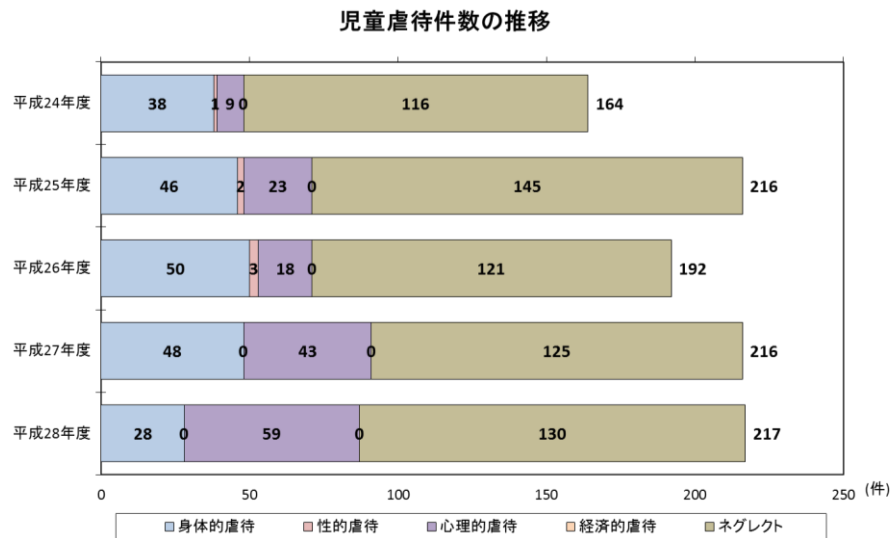
本市の児童センター※は平成 27（2015）年 10 月から平成 28（2016）年 3 月まで改修工事が行われたため、一時期利用者は減少していますが、リニューアル後の平成 28（2016）年度には急増し、特に幼児の利用が増えています。

※「幼児」とは未就学児^{みしゅうがくじ}をいい、「児童」は小学生をいいます



(5) 児童虐待件数の推移

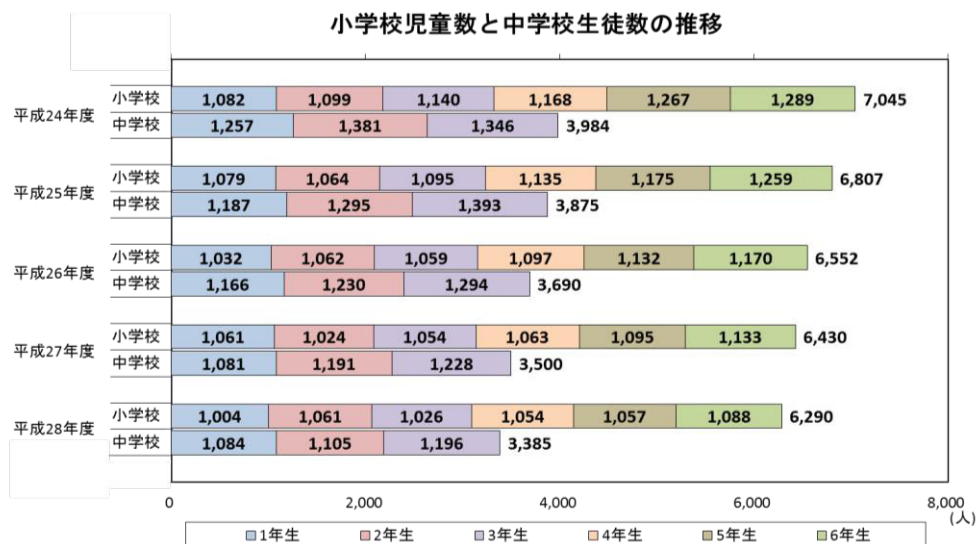
本市の児童虐待件数をみると、平成 25（2013）年度に急増したものの、平成 26（2014）年度は減少しており、平成 27（2015）年度から横ばいの状態となっています。虐待の種別は、各年「ネグレクト※」が一番多く、平成 28（2016）年度には「心理的虐待※」が「身体的虐待※」の件数を上回っています。また、「経済的虐待※」は各年一貫して 0 件となっており、「性的虐待※」は平成 27 年度以降 0 件となっています。



資料：守口市児童虐待防止地域協議会「平成28年度活動報告」（各年年度末現在）

(6) 小学校児童数と中学校生徒数の推移

小学校児童数、中学校生徒数ともに年々減少しています。小学校児童数は平成 28（2016）年度に 6,290 人となっており、平成 24（2012）年度に比べて 755 人減少しています。中学校生徒数は平成 28（2016）年度に 3,385 人となっており、平成 24（2012）年度に比べて 599 人減少しています。

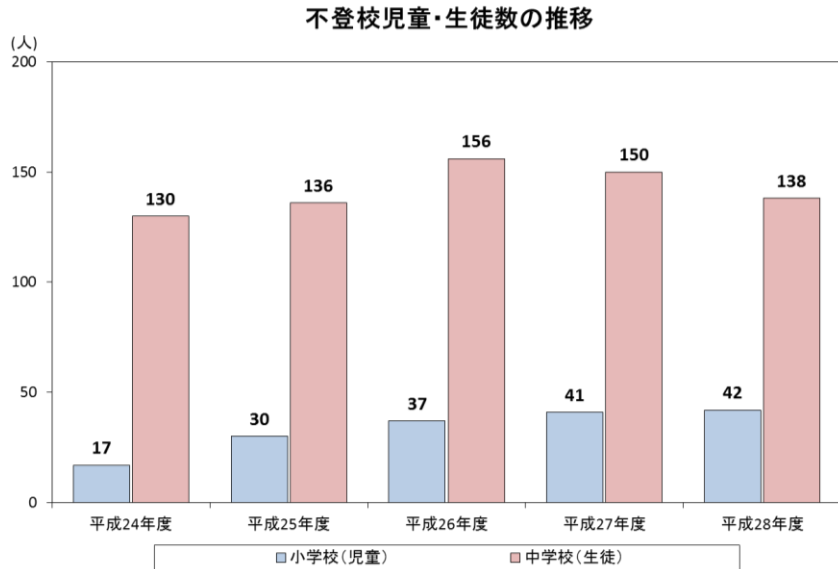


資料：守口市教育委員会事務局指導部学校教育課（各年年度末現在）

(7) 不登校児童・生徒数の推移

不登校の小学校児童数は年々増加傾向にあり、平成 28（2016）年度には 42 人となっていて、平成 24（2012）年度と比べると、25 人増えています。

一方、不登校の中学校生徒数は平成 26（2014）年度をピークに、平成 28（2016）年度には 138 人となっています。



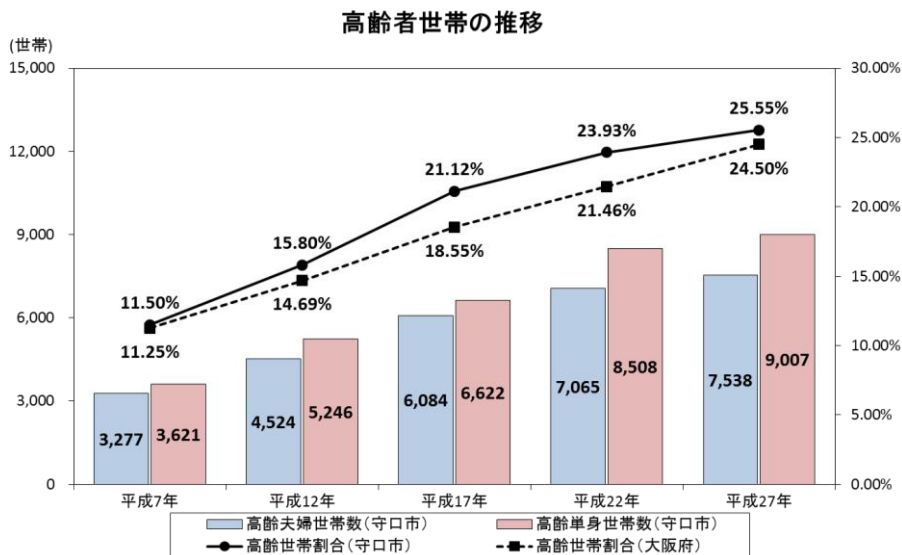
資料：守口市教育委員会事務局指導部学校教育課（各年年度末現在）

◆ 高齢者の状況

(1) 高齢者世帯の推移

国勢調査による守口市の高齢者世帯（65 歳以上の高齢者がいる世帯）は、高齢夫婦世帯数、高齢単身世帯数ともに増加傾向で推移しています。

また、一般世帯に占める高齢者世帯の割合をみると、平成 27（2015）年は 25.55% となっており、大阪府の 24.50% より高くなっています。

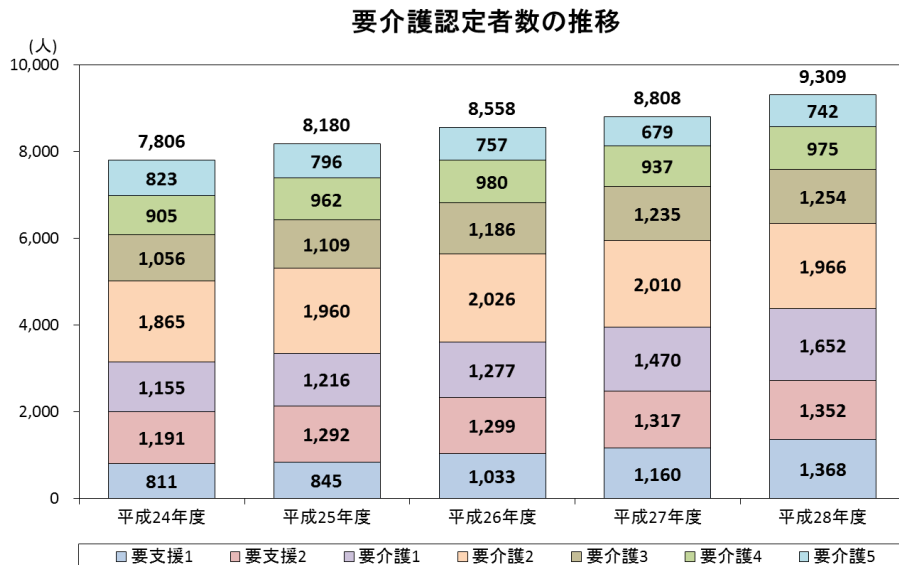


資料：国勢調査(総務省統計局：各年10月1日現在)

(2) 要介護認定者数の推移

要介護認定者数は増加し続けており、平成 24 (2012) 年度には 7,806 人でしたが、平成 28 (2016) 年度には 9,309 人となっています。

合計に占める要介護度別の構成比の推移をみると、要支援 1 と要介護 1 が上昇傾向にあります。

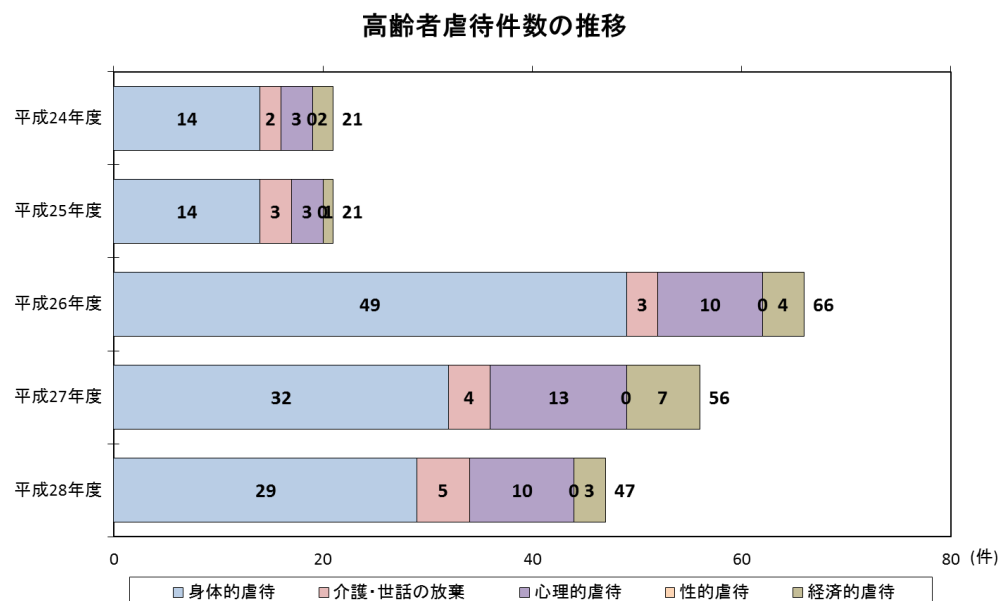


資料：くすのき広域連合「介護保険事業状況報告及び月報資料」(各年年度未現在)

(3) 高齢者虐待件数の推移

本市の高齢者虐待の相談・通報受理件数は、虐待の種別・類型には重複があるものの、平成 26 (2014) 年度をピークに減少傾向にあります。

虐待の種別は、「身体的虐待※」が各年度一番多く、その次に「心理的虐待※」となっています。



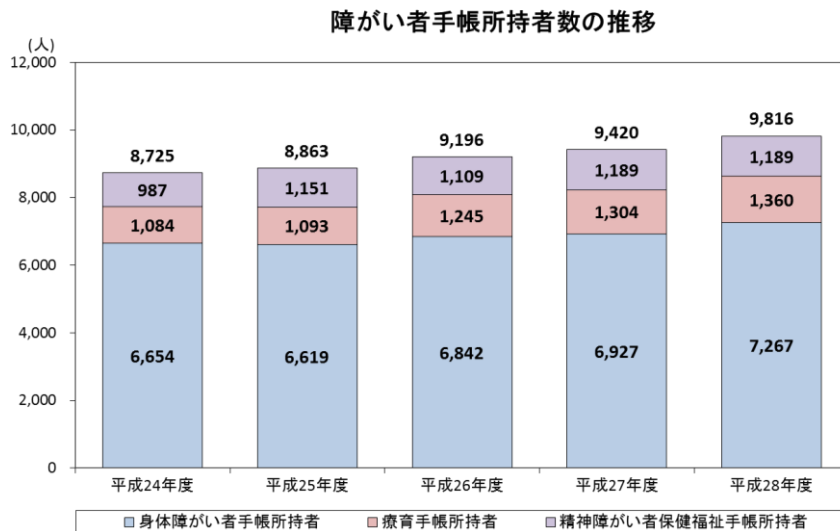
資料：厚生労働省老健局高齢者支援課「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」(各年年度未現在)

◆ 障がい者の状況

(1) 障がい者手帳所持者数の推移

障がい者手帳所持者数の推移をみると、各年度で増加しています。

平成 24 (2012) 年度から平成 28 (2016) 年度までの伸びをみると、身体障がい者手帳所持者は 1.09 倍、療育手帳所持者は 1.25 倍、精神障がい者保健福祉手帳所持者は 1.20 倍となっており、所持している手帳の種類により伸びに若干の違いがみられます。



資料: 守口市健康福祉部障がい福祉課 (各年年度末現在)

(2) 障がい者と障がい児の障がい福祉サービス利用の推移

障がい者と障がい児の障がい福祉サービス利用の推移をみると、サービスによりばらつきはありますが、増加傾向にあります。特に障がい者の「きょうどうせいかつえんじょ共同生活援助(グループホーム)」と障がい児の「放課後等デイサービス」に関するサービスの利用が増えています。

障がい者(児)施設入所者数・通所者数の推移

年度			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
種別	サービス名	単位	実績	実績	実績	実績	実績
障がい者	短期入所(ショートステイ)	人	24	32	37	49	60
	共同生活援助(グループホーム)	人	147	147	161	176	197
	施設入所支援	人	87	81	77	79	76
	療養介護	人	15	17	18	17	16
	生活介護	人	250	295	304	318	316
	自立訓練(機能訓練)	人	26	21	29	29	22
	自立訓練(生活訓練)						
	就労移行支援	人	21	18	16	32	36
	就労継続支援A型	人	10	16	30	52	73
	就労継続支援B型	人	232	241	255	265	275
障がい児	短期入所(ショートステイ)	人	8	8	34	16	6
	児童発達支援	人	64	70	55	56	88
	放課後等デイサービス	人	48	80	93	124	174

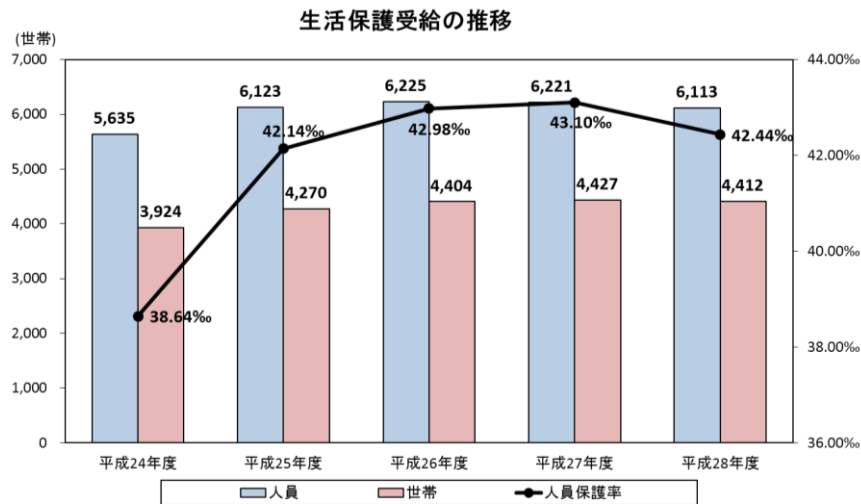
資料: 守口市健康福祉部障がい福祉課 (各年年度末現在)

◆ 生活保護の状況

(1) 生活保護受給世帯数の推移

生活保護受給人員および世帯数の推移をみると、平成 27（2015）年度まで各年度で増加し、平成 28（2016）年度にはわずかに減少しています。

これに伴って、人員保護率（人口 1,000 人当たりの生活保護受給人員）も同様の動きを示しています。



資料：守口市健康福祉部生活福祉課（各年年度末現在）

◆ 生活困窮者の状況

(1) 暮らしサポートセンター守口※における相談実績

平成 27（2015）年 4 月より、生活困窮者自立支援法が施行され、守口市生活困窮者自立支援業務を「暮らしサポートセンター守口※」に委託しています。2 年が経過し、相談人数や件数の増加とともに、「暮らしサポートセンター守口※」の認知度も高まっていることが分かります。

暮らしサポートセンター守口相談実績の推移

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度
相談者数	本人来談者数	人	297	378
	本人以外相談 電話相談のみ	人	78	36
	就職者数	人	46	73
訪問・同行支援・面談件数		件	1,146	1,869
相談継続者数		人	41	62
相談終結者数		人	334	727
生活困窮者への食品提供人数（フードバンク）		人	68	162
生活困窮者への食品提供件数（フードバンク）		件	110	543
守口子ども食堂（まんぷく食堂）実施件数		件	6	17

資料：暮らしサポートセンター守口（各年年度末現在）

◆ 地域福祉活動の状況

(1) 地域福祉活動の担い手の状況

地域福祉の活動を行っている担い手や組織の状況は、下表のとおりです。本市の民生委員・児童委員[※]の定数は256人ですが、年々担い手が不足している傾向にあります。

一方、NPO[※]法人数に関しては、増加傾向にあります。主に青少年の健全育成及び地域の活性化、スポーツ振興に寄与することを目的とする団体が増えています。

地域福祉の担い手等の推移

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
民生委員・児童委員数 [※]	人	251	251	250	248	244
自治会数	団体	183	183	182	181	182
NPO [※] 法人数	団体	25	28	29	31	31
コミュニティソーシャルワーカー（CSW） [※] 配置人数	人	2	3	3	3	3

資料：守口市市民生活部コミュニティ推進課、守口市社会福祉協議会（各年年度末現在）

(2) 民生委員・児童委員[※]の相談の状況

民生委員・児童委員[※]の相談支援件数は、下表のとおりです。年度による変動はありますが、相談件数は減少傾向にあります。「日常的な支援」が最も多く、「子育て・母子保健」「子どもの地域生活」などが続いて多くなっています。

民生委員・児童委員の相談支援件数の推移

	単位（件）														計
	在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・母子保健	子どもの地域生活	子どもの教育・学校生活	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他	
平成24年度	279	223	193	652	498	446	218	38	45	147	121	301	943	1,555	5,659
平成25年度	308	188	157	748	550	357	172	58	37	136	107	245	932	1,719	5,714
平成26年度	249	180	262	653	502	288	141	46	39	163	53	334	1,027	1,325	5,262
平成27年度	247	182	171	628	461	367	122	90	49	119	49	393	1,009	1,141	5,028
平成28年度	288	188	216	632	415	386	149	48	38	163	84	386	1,070	757	4,820

資料：守口市社会福祉協議会（各年年度末現在）

(3) コミュニティソーシャルワーカー（CSW）※の相談の状況

CSW※の相談件数は、下表のとおりです。各年一貫して「福祉制度に関する相談・見守り・引きこもり関係」「生活に関する身近な事・生活費に関する相談」「その他（家庭問題・近隣関係等）」が特に多くなっています。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の相談件数の推移

単位（件）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
福祉制度・見守り・引きこもり関係の相談	38	74	78	88	61
生活に関する身近な事・生活費に関する相談	33	78	96	57	47
住宅関係の相談（近隣のもめ事含む）	22	18	24	26	6
健康・医療に関する相談	10	9	17	10	5
地域福祉活動・ボランティア活動に関する相談	1	2	21	11	23
子育て関係の相談	0	14	8	2	8
ごみ問題・苦情に関する相談	37	3	12	3	6
相続・財産管理・法律・結婚・離婚に関する相談	8	6	18	8	16
その他	14	43	43	66	44
合 計	163	247	317	271	216

資料：守口市社会福祉協議会（各年年度末現在）

3. 第2次計画の振り返り

基本目標1 福祉サービスを安心して利用できるための仕組みづくり

1. 情報提供の充実

福祉サービス等の情報提供について、「もりぐち暮らしの便利帳」、市広報や市ホームページ等に情報を掲載するなどして周知しています。各分野においては、市内で実施している子育て情報や子育てのヒント等を掲載した子育て通信「もりっこ」や子育てに役立つ公共施設等を記載した「子育てマップ」を発行し、各公共施設をはじめ、私立の幼稚園・保育園・認定こども園や子育てサークルなどに配布しています。

ボランティア等に関する情報収集・提供では、ボランティア連絡会やボランティア推進部会の活動について、社会福祉協議会※の機関紙「社協もりぐち」やボランティアフェア等で市民や地域に広く情報提供を行っています。市内のNPO※法人等に関する事業内容や活動については、市ホームページに掲載し、NPO※法人の設立や運営について情報提供を行っています。

また、福祉について学習する機会をより多くの人に提供できるよう、認知症についての小学生と保護者を対象とした講座や市民協働事業による大阪国際大学の出前講座を実施し、「障がい者理解促進事業」では、障がい者の疑似体験や当事者による講話など、利用者の要望に応じた出前講座を実施し、障がいの理解促進、啓発を図っています。

民生委員・児童委員※への情報提供については、毎月開催される民生委員・児童委員協議会の地区委員長会、全委員を対象としている定例会をはじめ、社会福祉協議会※の地区福祉委員※長連絡会において、適宜、情報の提供・共有化を図っています。

2. 相談支援の充実

相談窓口について、各課や社会福祉協議会※において、必要に応じて相談内容等について関係機関と情報を共有し、問題解決に向けて連携を深めるなど、対応の充実を図っているところです。地域の相談員について、いきいきネット相談支援センター※のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）※が支援を必要とする人たちに寄り添い、関係機関と連携して生活上の諸問題の解決に努めており、また、市内の特別養護老人ホームのコミュニティソーシャルワーカー（CSW）※とも連絡会を通して、地域の福祉課題についても情報の共有化を図っています。

「こんにちは赤ちゃん」訪問運動（乳児家庭全戸訪問事業）では、生後4か月に至るまでの乳児のいる家庭を訪問し、成長発達を確認するとともに子育て支援に関する情報提供や育児相談等を行い、子育ての孤立化を防いでいます。

また、民生委員児童委員協議会では平成23年度から、主任児童委員[※]が民生委員・児童委員[※]の協力を得て乳児家庭へ訪問し、母子の健康状態の確認、子育てに関する悩みや相談を受けるなどの活動を行っています。

その他の専門の相談窓口の活用については、高齢者相談支援事業、障がい者相談支援事業や家庭児童相談事業などを行っています。

3. ^{けんりようご}権利擁護の推進

すべての市民の人権が尊重されるよう、制度の周知と利用促進、^{けんりようご}権利擁護の体制を図っているところです。

各課や社会福祉協議会[※]においては、社会福祉協議会[※]が実施している^{にちじょうせいかつじりつ}日常生活自立支援事業[※]（もりぐち／さぽーと）および^{せいねんこうけんせいど}成年後見制度の周知・啓発に努め、関係機関と連携を図りながら、対象者の状況によってきめ細かい訪問指導等を行い、制度の利用促進に取り組んでいます。

また、^{じどうぎゃくたいぼうしほう}児童虐待防止法や^{こうれいしゃぎゃくたいぼうしほう}高齢者虐待防止法、^{しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう}障害者虐待防止法等の趣旨を踏まえ、^{ぎゃくたい}虐待に対する正しい理解を図ることができるよう、市民への周知・啓発を行っております。広報・ホームページへの記事掲載をはじめ、市民向けの研修や連続講座を実施し、^{ぎゃくたい}虐待の早期発見、対応につなげています。

4. サービスの質の向上・利用促進

多様化、複雑化する福祉ニーズに対応するため、福祉関係者やサービス従事者はこれまで以上の幅広い知識や専門的な援助技術などの力量が求められているところです。

サービスの提供における質の向上のため、各課では、福祉サービスの利用に際して、市民が不利益な扱いを受けた場合の苦情を解決するための機関や仕組みについて利用者への周知を図っています。また、サービス提供事業者に対し、福祉サービスの質の確保に必要な知識、技能の向上を図るため、大阪府が実施する研修について、事業者に情報提供し受講を働きかけるとともに、市内事業者をはじめ市民にサービス提供をしている各事業者に対して、市独自の研修機会を設けるなどしており、より安心してサービスを利用できるように努めています。

職員の地域福祉に関する意識の向上のため、行政サービスの問い合わせや相談等で来庁した住民が目的にあった窓口に行けるようにするとともに、必要に応じて他部局への引継ぎ等を円滑に行なえるよう、庁内連携や窓口業務の充実に努めており、様々な福祉課題に対する意識向上のため、研修会や講習会を実施しています。

基本目標Ⅱ 地域福祉を生み出す仕組みづくり

1. 近所付き合いの再構築

地域での交流活動等の推進のため、様々な取組みを行っております。子育て世代の交流の場づくりのため、地区コミュニティセンターでは、あそびの広場やおやこ工作教室等を定期的で開催し、親子で交流を深める機会づくりを促進しています。公立保育所では、毎月地域子育て支援交流活動を開催しており、多くの子育て中の親子に参加していただいています。子育て支援センター^{*}では、同じような子育て環境にある世帯を対象とした講座や、各種イベントなどを通じ、子育てに対しての悩みや不安を相談できたりなど、地域の方とのふれあう機会を増やす場を設けています。

地域での世代間交流については、市内4か所でさんあい広場を開設し、世代間交流を実施しています。保育所等では、老人福祉施設等との交流を行っています。

2. 地域福祉の^{じょうせい}こころの醸成

市民を対象とした人権セミナー「ヒューライツ・セミナー」では、「障がいのある人を理解し、共に暮らしていくこととは」と題した講演会を行い、人権週間の事業「ヒューマンライツ・フェスティバル」では、講演会を行っています。

また、各校園にて人権教育計画や「^{もりぐちし}守口市いじめ^{ぼうしきほんほうしん}防止基本方針」を策定しています。中学校区ブロック人権研修や市教委主催の人権教育研修の開催や、人権ポスターの募集と表彰を行うことで、人権に関する理解の促進をしています。

3. 人材の発掘・育成

地域活動の継続的な担い手の確保と組織づくりのため、「手話奉仕員養成事業」を実施し、子育てサークルの支援や子育てボランティア等の育成・支援のため、養成講座の開催や講習・交流会を行い、地域での子育ての拡充に努めています。

また、NPO^{*}法人に対しては、設立認証等を行い、地域の社会福祉資源として自立した活動ができるように、活動・交流の場や情報提供等の支援を行っています。

基本目標Ⅲ 地域福祉を育てる仕組みづくり

1. 地域福祉活動への参加促進

ボランティア活動の活性化のため、社会福祉協議会^{*}は登録ボランティア団体の活動状況を社会福祉協議会^{*}の機関紙で紹介するとともに、ボランティアフェア等での啓発活動を通して市民への周知を図り、個人やボランティアグループの登録促進に努めています。

また、ボランティア養成講座や守口市駅前でのボランティアフェア、社会福祉協議会[※]と大阪国際大学の共催事業「防災フェスタ」での災害ボランティア運営シミュレーション訓練等を通して、地区福祉委員[※]やボランティアの人材発掘・育成に努めています。

障がい者に対しては、「障がい者理解促進事業」の中で意思疎通支援、日常生活の手伝い、話し相手、傾聴^{けいちよう}、送迎、イベント等の手伝いといった様々なボランティア体験の機会を提供し、養成講座を開催しています。

若年層のボランティア活動への参加促進については、市民まつり、ボランティアフェア、わかたけ園夏祭りなどへの参加を呼びかけるとともに、啓発活動を行い、ボランティア活動の理解促進を図るため、夏のボランティア体験プログラムを実施しています。

2. 地域福祉活動を行っている団体・NPO[※]等への支援

地域福祉の担い手の確保のため、すでに地域で活動を行っている団体の支援を行っています。民生委員・児童委員[※]に対して、大阪府や大阪府社会福祉協議会が実施するコミュニケーション技術や福祉の新制度に関する研修会等に積極的に参加してもらい、スキルアップに努めています。生活福祉部会、児童福祉部会、障がい・高齢者福祉部会、広報・調査部会の4部会において、時代のニーズに合った研修会を定期的で開催し、広く知識の習得に努めています。

また、登録ボランティア団体に対して、団体間の交流や情報交換、先進市の活動状況の報告など、情報の提供・共有を行うため、ボランティア連絡会を組織し、定期的に会合を開催しています。

基本目標Ⅳ 地域福祉をつなげる仕組みづくり

1. 地域と行政のネットワークの充実

地域福祉の様々な担い手同士の連携を深めるため、ニーズに応じたネットワークの整備を行っています。

中学校校区連携推進協議会^{ちゅうがっこうこうこう くれんけいすいしんきょうぎかい}（すこやかネット）の活動については、学校支援地域本部を置き、学校支援コーディネーターの連絡・調整により、学校支援ボランティアが学校の求めに応じた教育支援活動、子育て等に関する講演会等を実施しています。また、府からの情報提供（親学習リーダー・地域コーディネーター[※]養成講座、研修会、交流会等）を行い、各中学校校区において人材が育成されるよう学習機会の提供に努めています。

また、その他では「地域ケア会議」を設置し、個別ケースの積み上げ、地域に共通した課題の整理、課題解決していく住民・関係者・関係機関のネットワークの形成を図っています。

2. 防災・防犯体制の充実

年 2 回各地区で地域の自主防災組織[※]や町会・自治会、関係機関等の協力を得て防災訓練を行っています。

ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ
避難行動要支援者名簿[※]については、年 1 回更新を行い、民生委員・児童委員[※]、社会福祉協議会[※]、警察、消防、自主防災組織[※]に配布しています。

ふくしひなんしよ
福祉避難所[※]についても平成 28 年度に 1 法人と「災害発生時における福祉避難所の開設及び運営管理に関する協定」を締結しました。

また、社会福祉協議会[※]では、災害時のボランティア受け入れ体制を整備するとともに、災害ボランティアセンター運営シミュレーションを毎年実施し、ボランティアの受付から派遣に至る一連の訓練を行っています。平成 27 年度からは大阪国際大学の「防災フェスタ」に参画した中で、市民の参加型訓練として、災害ボランティアセンター運営及び避難所運営の体験型シミュレーションを行っています。

防犯に関する取り組みの充実として、小学校等校区での年 1 回声かけパトロールの実施し、「こども 110 番の家」運動や「少年を守る店」運動を推進しています。

第3章 目標実現に向けた施策の推進

基本理念と計画の体系

◆ 計画の基本理念

私たちの地域社会は、^{しょうしこうれいか}少子高齢化による高齢者人口の急増と介護人材不足、認知症患者や一人暮らしの高齢者の増加、^{せいかつこんきゅう}生活困窮世帯の増加などにより、公的サービスでは対応できない課題を抱えたケースが急増しています。

そのため、第1次計画と第2次計画の基本理念である「地域に住む人々と、共に生き、共に支え合い、住んでよかったと思える地域の実現に向けて」の“共に”といった部分がより一層重要になっています。

本計画では、第1次計画と第2次計画の基本理念を^{とうしゅう}踏襲し、基本理念を実現するために、本市の課題を踏まえて8つの基本目標を設定し、「^{もりぐちばんちいききょうせいしゃかい}守口版地域共生社会」の形成に向けて総合的な施策を展開します。

〈 基本理念 〉

ちいき す ひとびと とも い とも ささ あ
地域に住む人々と、共に生き、共に支え合い、
 す おも ちいき じつげん む
住んでよかったと思える地域の実現に向けて

- 基本目標 1 「我が事」の意識の醸成
- 基本目標 2 役割の持てる地域づくり
- 基本目標 3 「丸ごと」受け止める体制の構築
- 基本目標 4 子ども・子育て支援施策の推進
- 基本目標 5 権利擁護と人権尊重
- 基本目標 6 生活困窮者の支援
- 基本目標 7 災害弱者の支援
- 基本目標 8 包括的な相談支援体制の構築



基本目標 1 「我が事」の意識の醸成

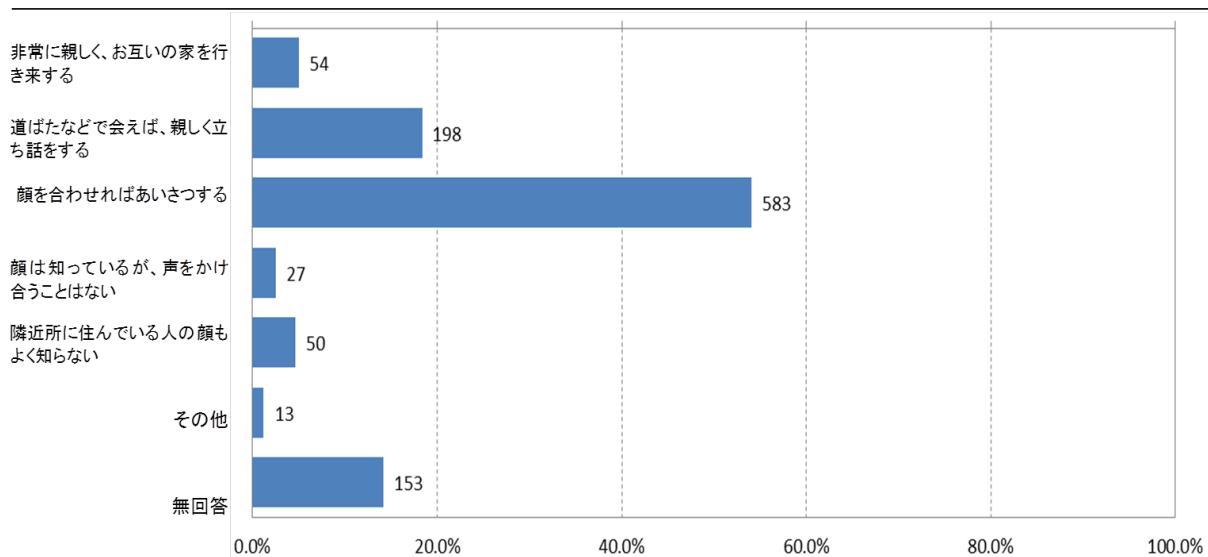
◆ 現状と課題

地域には、さまざまな困難を抱えている人やさまざまな価値観をもっている人が暮らしています。それぞれが互いの立場や価値観を理解し合い、ともに支え合いながら地域で暮していくという住民相互の助け合いの意識を育んでいかなければなりません。このような意識を育むことは、地域福祉を推進していく上でなくてはならないものです。

しかし、^{しょうしこうれい}少子高齢・人口減少社会が進展するなか、^{かつかぞく}単身世帯や核家族※世帯の増加で、地域での人間関係が^{きはく}希薄となっており、町内会・自治会の加入率も減少し続けています。

市民意向調査においても、「近所の方とどの程度付き合いがあるか」との質問に対し、「顔を合わせればあいさつする程度」との回答が 54.1%に上っており、地域で課題を解決していく地域力は弱まっていることがうかがえます。

問6 あなたは普段、近所の方と、どの程度お付き合いされていますか。(1つに○)



【グラフの見方】棒グラフに記載の数値は回答いただいた実数です。横軸の数値(%)は、回収数に対する割合を表しています。

なお、構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100となりません。(以下、同様)

まず、地域の人々が、自分や家族が持っている課題や問題をきっかけに地域のことを考えはじめ、福祉・介護や子育てといった分野に限らず、経済などの分野においても連携・協働することによる地域づくり。

次に、地域の課題を解決したいという気持ちを持ち、元来から地域福祉を推進している社会福祉協議会※や民生委員・児童委員※、地区福祉委員※、保護司※、ボランティアなどと、多様なアプローチで社会課題に取り組む福祉事業所やNPO※法人などをつなげ、人びとのネットワークにより共生の文化が広がる地域づくり。

さらには、既存の制度の中では解決できない事案などに関係機関だけではなく、地域住民が一緒になって解決へ向けて取り組むプロセスを経ることで、他人事であった地域住民の意識も徐々に「我が事」へと変化していくことで、できあがる地域づくり。

これらの3つの地域づくりが互いに影響を及ぼし合うことで、その相乗効果により「我が事」の意識は高めていかなければなりません。

◆ 今後の方向性

他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをするため、「守口版地域共生社会の形成に向けて」といったテーマで説明会や意見交換会を開催し、地域の関係機関・団体や市職員が共に、住民主体の支え合いによる「我が事・丸ごと」の地域づくりについて考え、共通の認識を図る機会を提供していきます。

また、開催にあたっては、多くの人に参加していただける曜日・時間帯を考慮して、実施します。

◆ 具体的な施策

施策名	内 容
<small>もりぐち ぼん ちいき きょうせい</small> 「守口版地域共生社会」の形成に向けた説明会・意見交換会の開催	地域の関係機関・団体や市職員を交えて、地域福祉を取り巻く施策の動向について理解を深め、これまで培ってきた地域福祉の取組みをどのように活かし、また今後どのような視点が必要になるのか等について、共通の認識を図ります。

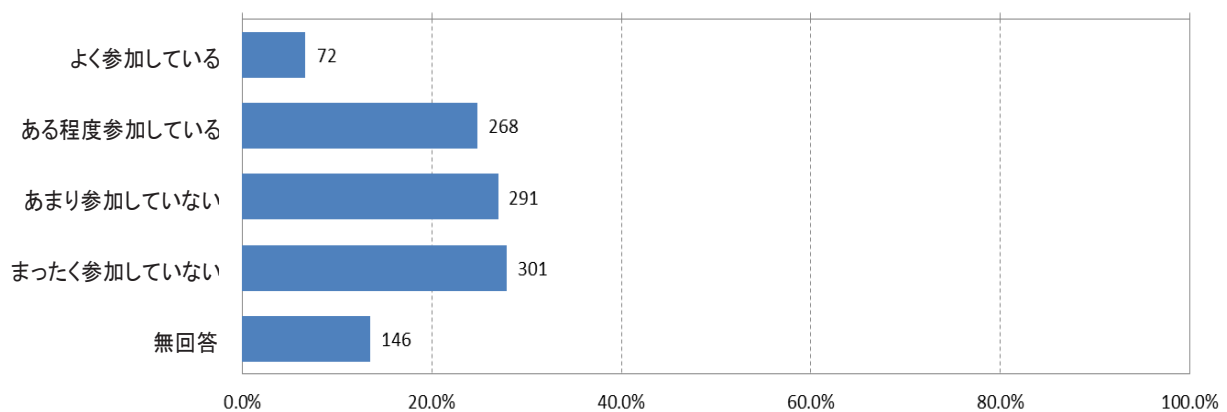
基本目標2 やくわり も ちいき 役割の持てる地域づくり

◆ 現状と課題

他人事を「我が事」に変えていくような働きかけを行い、共生意識の醸成に寄与するとともに、地域課題を早期に発見し、適切な対応を行うため、課題を抱えた住民をはじめ、あらゆる地域住民が交流を図ることができる場や、地域福祉を推進している人々が活動できる拠点を整備する必要があります。

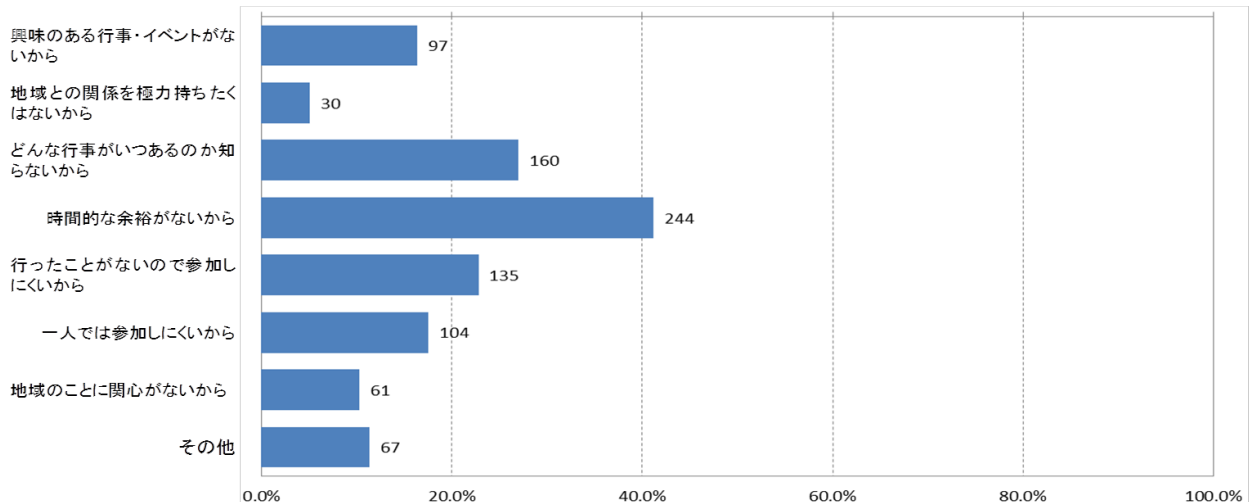
市民意向調査において、「地域の行事、地域活動等への参加経験がありますか」との問いに対し、54.9%の方が、「あまり参加していない」もしくは「まったく参加していない」と回答しています。

問8 あなたは地域の行事、地域活動等への参加経験がありますか。(1つに〇)



それらの方に対し、参加されない理由を質問したところ、「時間的な余裕がないから」や「どんな行事がいつあるのか知らないから」の回答が68.2%を占めています。

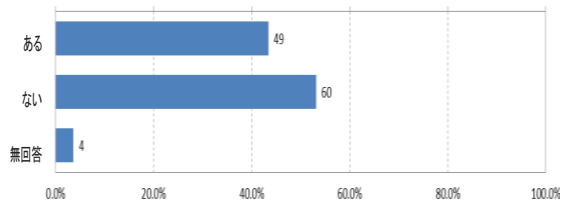
問10 問8で「3.あまり参加していない」「4.まったく参加していない」と回答された方のみお答えください。参加されない理由をお聞かせください。(あてはまるもの全てに〇)



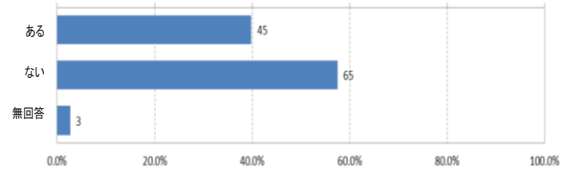
事業所意向調査においては、「地域（町会・自治会）との関わりがありますか。」「他

の団体や組織などと連携して、行事や活動をすることがありますか。」「地域行事や町会・自治会などが行う事業に、施設の一部やスペースを開放することはありますか。」という設問に対し、いずれも「ない」という回答が上回りました。

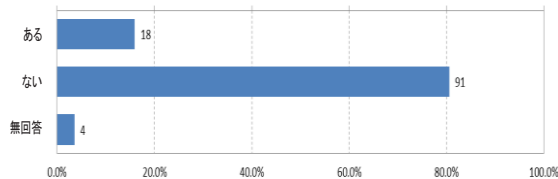
問7 貴事業所が所在する地域(町会・自治会)との関わりがありますか。(1つに〇)



問8 貴事業所では、他の団体や組織などと連携して、行事や活動をすることがありますか。(1つに〇)

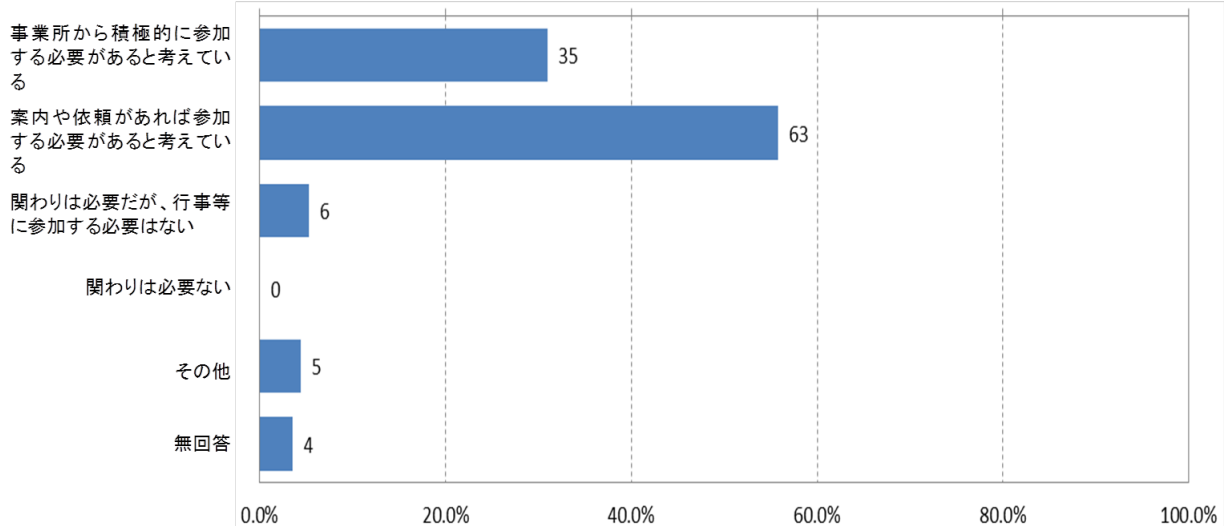


問9 貴事業所では、地域行事や町会・自治会などが行う事業に、施設の一部やスペースを開放することはありますか。(1つに〇)



これに対して、「地域との関わりについて、どのようにお考えですか。」との設問に、「事業所から積極的に参加する必要がある」「案内や依頼があれば参加する必要がある」と考えているとの回答が86.8%を占めています。

問10 地域との関わりについて、どのようにお考えですか。(1つに〇)



市民意向調査の結果より、市民の方々は地域への参加に対して関心自体はあるものの、さまざまな理由で参加に至っていない現状が見受けられます。事業所についても、地域との関わりについて関心が高いにも関わらず、参加に至っていないことがうかがえます。

今後、これらの人々をつなぐ必要があり、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成していくことが重要です。

つまり、地域住民をはじめ、福祉事業所、社会福祉協議会※、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）※、民生委員・児童委員※、保護司※、行政などといった多様な構成員が、それぞれに活動するだけでなく、自らの地域福祉を推進していくために連携・協働することが求められています。

連携や協働の取り組みを進めるためには、行政が中心となって、構成員同士をつなげ、対話・協議していく活動拠点が必要です。

◆ 今後の方向性

地域課題を早期に発見し、適切な対応を行うために、課題を抱えた住民のみならず、誰もが気軽に立ち寄り交流を図ることができる場や、住民の自主活動、住民と専門職が話し合うことができる活動拠点の整備を、既存の施設や制度などを活用し、促進していきます。

また、住民の地域福祉活動に参加するきっかけづくりや、地域福祉活動への関心を高め、参加を促すための創意工夫ある取組を実施するとともに、民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会※と連携し、地域における支え合いの活動がさらに推進されるよう支援していきます。

◆ 具体的な施策

施策名	内 容
住民主体の活動拠点づくり	設置場所には、地域住民と協議の上、既存の施設や地域の空き家、余裕教室、空き店舗を活用し、誰もがいつでも気軽に通え、困ったことなどを相談でき、イベントや行事等も開催することができる居場所を兼ね備えた活動拠点の整備を促進します。
地域福祉活動への参加促進	年齢や障がいの有無などに関係なく、すべての人が地域を通じて交流できる場を設け、地域の関係団体や学校との交流、世代間交流など、多様な交流活動を促進します。
小地域ネットワーク活動（もりぐち／ねっと輪〜く）※の拡充	民生委員・児童委員※や社会福祉協議会※の地区福祉委員※などによる見守りや声かけ、サロン活動などにも活動拠点を積極的に活用し、地域住民の参加と協働による支え合いの活動を推進します。

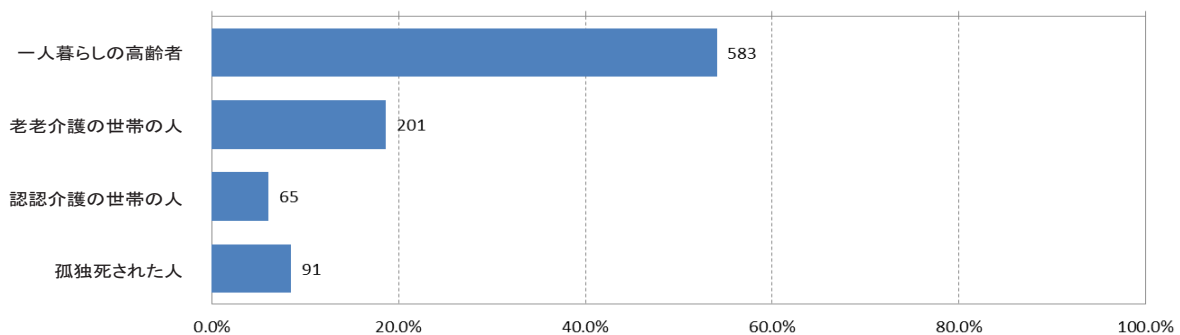
基本目標3 「丸ごと」受け止める体制の構築

◆ 現状と課題

地域のことを一番によく分かっていて、表に出にくい深刻な状況にある世帯を早期に発見、気付くことができるのは、身近な地域住民です。これからの地域福祉にとって重要な視点は「予防」です。解決が困難な状態となる前に、早期に発見し、専門的な支援につなげていく体制が構築されていることが重要です。

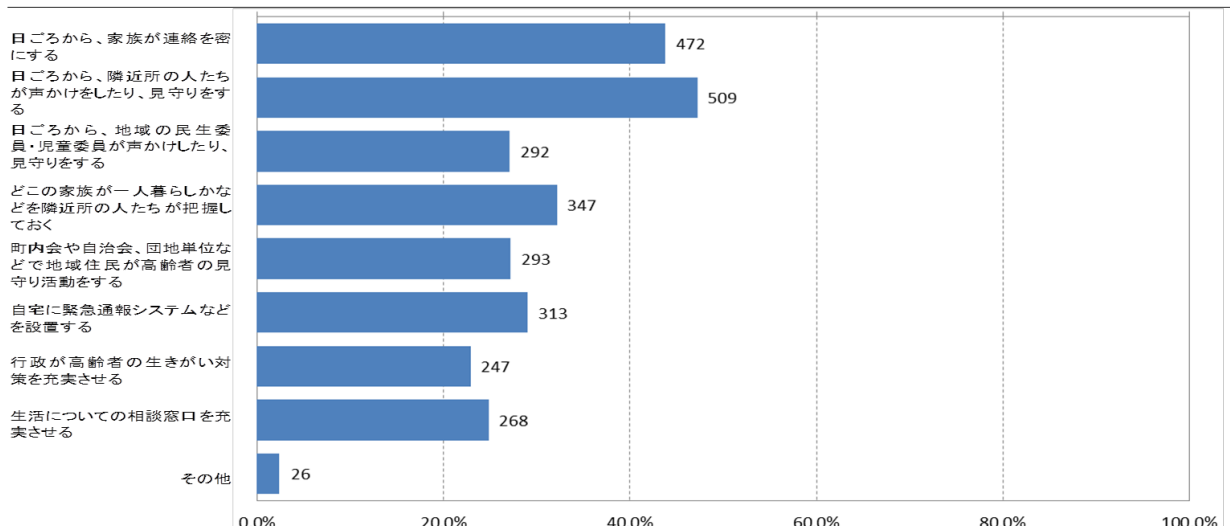
市民意向調査結果では、「あなたの身近な地域に次のような方がいるのを見聞きしたことがありますか。」という問いに対して、54.1%の人が「一人暮らしの高齢者」を、18.6%の人が「ろうろうかいご老老介護※の世帯の人」を見聞きしており、意識している、していないにかかわらず、多くの方が「気付き」を得ていることが分かります。

問14 あなたの身近な地域に次のような方がいるのを見聞きしたことがありますか？（あてはまるもの全てに○）



また、「そういった方々が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、どのような取組みが大切だと思いますか。」という問いに対して、47.2%の人が「日ごろから隣近所の人たちが声かけをしたり、見守りをする」と回答しており、多くの方が地域の見守りの重要性について理解していることが分かります。

問15 問14でお聞きしたような方々が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、どのような取り組みが大切だと思いますか。（あてはまるもの全てに○）



基本目標1でも掲げたように、まずは一人でも多くの地域住民に他人事を「我が事」と捉えてもらえるよう啓発していくことが最初の第一歩です。

そのあと、そうした地域住民の「気付き」を、円滑に専門的な支援につなげられる体制を構築することが必要です。

◆ 今後の方向性

「住民に身近な圏域」で、対象者を限定せず、子どもから高齢者、障がい者など全世代を対象に、住民が直面している、もしくは住民が気付いている課題を「丸ごと」受け止める体制を構築します。その場をどこが担うか、どこにあるのかを明確に定め、分かりやすい名称を付けるなどして、広く周知していきます。

また、社会福祉協議会※、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）※、民生委員・児童委員※、保護司※などの地域の関係者、関係機関等と連携し、相談に来られない人やSOSを発することができない人の情報が入るような体制を整備します。

◆ 具体的な施策

施策名	内 容
住民の身近な圏域で「丸ごと」受け止める体制の構築	「住民の身近な圏域」とは、最大でも中学校区域を想定しており、住民が直面している、あるいは住民が気付いている課題に対し、対象者を限定せず、子どもから高齢者、障がい者まで全世代「丸ごと」受け止める体制を、地域の実情に応じて、住民と協議の上、検討していきます。
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）※相談事業の拡充	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）※が住民からの身近な相談にあたるとともに、自らが地域に出向いて訪問支援（アウトリーチ）を行い、分野に関わらず困り事を抱えたケースや地域の課題を把握し、地域における問題解決に努めます。

基本目標4 こ子ども・こそだ し えん し さく すいしん子育て支援施策の推進

◆ 現状と課題

本市における平成 28（2016）年度の出生率（人口 1,000 人当たりの出生数）は 7.07%であり、大阪府の出生率（7.76%）と比較すると低く、また過去の数値と比較しても長期的に少子化の傾向が顕著となっています。

また、少子化の進行とともに、核家族^{かくかぞく}※化の進行や地域のつながりの希薄化^{きはくか}など社会環境が変化する中で、身近に相談できる相手がなく社会的に孤立し、育児不安やストレスを抱える子育て家庭が増加しています。

本市では、子育てに係る保護者の経済的な負担を緩和し、安心の子育てと子育てを実現するため、平成 29（2017）年度より 0 歳から 5 歳までの子どもを対象に所得制限を設けず、幼児教育・保育の無償化を実施しています。

また、在宅での子育ての支援として、「子育て支援センター[※]」や「児童センター[※]」において、親子で気軽に立ち寄り、子育て世帯の相互交流や子育て相談をすることにより、子育ての孤立化^{こりっか}をなくし、子育てに関する不安感の軽減に取り組んでいます。

さらに、生後 3 か月から小学校 6 年生までの子どもを対象に、保育所等の送迎や一時的な保育などの援助活動を実施している「ファミリー・サポート・センター[※]事業」や、児童が放課後に学校の施設を利用して、安全で安心して過ごせる居場所を提供している「放課後児童クラブ」などにおいても、子育て中の親の負担軽減につなげています。

平成 27（2015）年 6 月 30 日閣議決定の「まち・ひと・しごと創生基本方針」では、地域の様々な関係機関と連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を通じて、妊娠や子育ての不安や孤立等に対応し、児童虐待^{じどうぎゃくたい}のリスクを早期発見・早期支援するため、「子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）」の整備を進めています。

現状では、母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査などで、保健師や看護師が直接保護者と面接し、子どもの発達状況や子育てに関する相談を受けるとともに、「こんにちは赤ちゃん」訪問運動では、民生委員・児童委員[※]および主任児童委員[※]と連携し、乳児家庭全戸訪問を実施するなど、保護者のニーズに合わせた支援を行っています。

今後は、これらの実施事業を踏まえ、妊娠期から出産直後、子育て期と切れ目のない総合的相談支援を提供するため、子育て支援分野と母子保健分野の隔たりをなくし、地域の関係機関・団体との連携をさらに強化し、子育て支援を展開する必要があります。

◆ 今後の方向性

保育の必要性の有無にかかわらず、就学前の子どもたちが幼児教育・保育を受ける機会を広く確保するとともに、妊娠・出産・育児期を通じた切れ目のない支援と相談窓口の充実を図ります。

子どもが健全に育ち、親が安心して子どもを生き育てることができるまちの実現に向けて、地域の関係機関・団体との情報共有を更に進め、地域と行政機関が一体となった子育て支援に努めます。

◆ 具体的な施策

施策名	内 容
子ども・子育て支援施策の推進	子育てをめぐる課題の解決に向け、質の高い幼児教育・保育や地域の子ども・子育て支援、経済的支援などを総合的に推進するとともに、「子どもは社会の宝」として、地域全体で温かい子育ての輪が広がるまちづくりを目指します。

基本目標 5 けんりようご じんけんそんちよう 権利擁護と人権尊重

◆ 現状と課題

子どもから高齢者、障がい者をはじめ、すべての市民の人権が尊重されることは、最も大切なことです。自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や認知症の方、障がい者などに代わって、援助者が代理としてその権利行使を手助けする「けんりようご権利擁護」の必要性が年々高まっています。高齢化が進行する社会において、認知症患者の増加などにより、けんりようご権利擁護を必要とする人も増えることが見込まれることから、今後、けんりようご権利擁護の制度の周知と利用促進に取り組むことがより一層重要となります。

現状では、社会福祉協議会[※]が実施している、認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない人の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を支援する「にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう日常生活自立支援事業[※]」や、そういった方々の財産管理や契約行為などを法的に支援する「せいねんこうけんせいど成年後見制度」の普及に努め、けんりようご権利擁護を必要とする人が自らの権利を守るための制度を円滑に利用できるよう、制度の周知を図っています。

しかし、その担い手となるせいねんこうけんじん成年後見人[※]が近年不足している傾向にあります。また、弁護士や司法書士、社会福祉士などのせんもんしよくこうけんじん専門職後見人[※]に関しては、「こうけんほうしゅう後見報酬」の支払いが必要なため、身寄りのいない低所得者が利用できないなどの問題もあります。

このことから、親族や専門職以外の市民が担う「しみんこうけんじん市民後見人[※]」の養成について、検討していく必要があります。さらに、後見人の受け皿不足を解消するため、社会福祉協議会[※]や NPO[※]法人が担う「ほうじんこうけん法人後見[※]事業」についても、より一層推進していかねければなりません。

また、本市では、平成 16（2004）年に制定された「もりぐちしじんけんそんちよう守口市人権尊重のまちづくり条例[※]」に基づき、差別や偏見のないまちづくりに取り組んでいます。今後とも、すべての人が住み慣れたところで、地域社会の一員として生活していくには、関係機関をはじめ、学校、地域、事業所などと連携を図り、人権の大切さについて啓発を進めていかなければなりません。

◆ 今後の方向性

社会福祉協議会[※]等、関係機関と密接な連携を図り、せいねんこうけんせいど成年後見制度や にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう日常生活自立支援事業[※]の周知・支援を行い、人権尊重の視点に立った取り組みを推進します。

また、人権啓発に努めるとともに、「しょうがいしゃさべつかいしょうほう障害者差別解消法」「かいしょうほうヘイトスピーチ解消法」
「ぶらくさべつかいしょうすいしんほう部落差別解消推進法」など様々な制度や法律に関する周知についても一層取り組んでいきます。

子どもや高齢者、障がい者など、様々な立場や状況の人々への理解を深め、人権を尊重する意識を育むことで、ぎゃくたい虐待や暴力の防止など、じんけんしんがい人権侵害を許さない社会づくりに努めます。

◆ 具体的な施策

施策名	内 容
<small>こうけんじんせいど</small> 後見人制度の普及・啓発	<small>にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう</small> 「日常生活自立支援事業※」や「 <small>ほうじんこうけん</small> 法人後見※事業」をはじめ、 <small>せいねんこうけんせいど</small> 成年後見制度の普及・啓発を推進するとともに、「 <small>しみんこうけんじん</small> 市民後見人※」の養成について検討します。
人権教育・啓発の推進	人権尊重に対する意識の向上を図るため、関係機関と連携して、様々な人権課題に対する学習機会を提供し、正しい理解を求めるよう人権教育・啓発に取り組んでいきます。

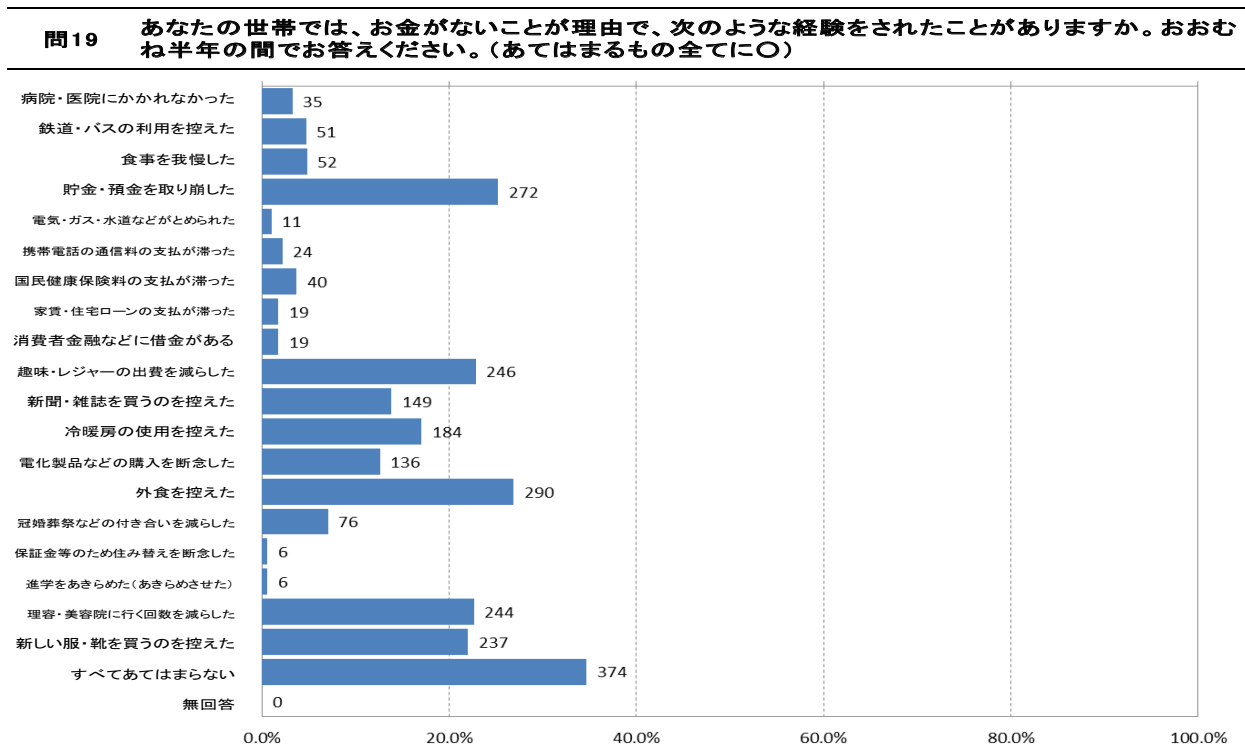
基本目標 6 せいかつこんきゅうしゃ しえん 生活困窮者の支援

◆ 現状と課題

国は、平成 28 年度の全国における生活保護受給世帯数が約 164 万世帯となり、過去最多となったことを発表しています。そのうち 51%が 65 歳以上の高齢者世帯であり、高齢者の貧困が拡大を続けています。

本市では、平成 24 (2012) 年度から平成 28 (2016) 年度までは、ほぼ横ばいで推移していますが、今後は、高齢化率の上昇により多少ではあるが増加すると予測しています。

また、市民意向調査では、「あなたの世帯では、お金がないことが理由で、次のような経験をされたことがありますか。」との問いに対し、多くの世帯が挙げた項目は、「外食を控えた」が 26.9%、「貯金・預金を取り崩した」が 25.2%、「趣味・レジャーの出費を減らした」が 22.8%となっており、全体の 65.3%の世帯が、半年間に何らかの生活上の支障や我慢などを経験したと回答しています。



生活保護受給者（特に稼働年齢層^{かどうねんれいそう}※の受給者）や、非正規労働者等の生活困窮^{せいかつこんきゅう}に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前段階の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び困窮^{こんきゅう}状態に陥ることのないよう支援する目的で、平成 27 (2015) 年 4 月に生活困窮者自立支援法^{せいかつこんきゅうしゃじりつしえんほう}が施行されました。同法では、福祉

事務所を設置する自治体に対し、必須事業として、就労その他の自立に関する相談支援や事業利用のためのプラン作成を行う「自立相談支援事業」の実施、離職により住宅を失った生活困窮者に対し有期で家賃相当の「住居確保給付金」の給付を行うこととして

ています。
本市では、「くらしサポートセンター守口[※]」を設置し、必須事業の他、任意事業である、就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」、住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供を行う「一時生活支援事業」を実施しています。

利用者の状況として、相談受付件数は平成 27（2015）年度が 375 件、平成 28（2016）年度が 414 件と増加しています。初回の相談内容として最も多かったのは「収入・生活費に関すること」で、次いで「仕事探し、就職に関すること」、「住まいに関すること」、「食料に関すること」、「病気や健康、障がいに関すること」が主な相談内容となっています。

同センターでは、相談内容に基づき、必要に応じ支援プランを策定し、就労準備支援事業や住居確保給付金の申請等、生活困窮者自立支援法に基づく支援の他、社会福祉協議会[※]による生活福祉資金の申請やハローワーク常設窓口への誘導を行い、生活困窮者の支援を行っています。また、生活保護が必要な場合には、確実に生活保護につないでいます。

また、生活困窮者自立支援制度の目的として、訪問支援（アウトリーチ）も含め生活保護に至る前段階から早期に支援を行う、とされていることから、訪問・同行支援を行う他、市民保健センターやコミュニティセンター等での出張相談会、介護施設や医療機関と連携した「教えてヘルパー事業」を行うことにより、支援対象者の把握に努めています。

一方で、「子どもの貧困」では、所得が低い家庭が子どもに与える影響として、低学力や低学歴となることで、将来への不安や次世代へ貧困が連鎖することが考えられます。

本市においても、少子高齢化が及ぼすあらゆる問題に対し、子どもの貧困が引き起こす将来の負の連鎖を断ち切るため、子育てに係る費用の負担などを施策の一つとしています。

生活困窮者自立支援法の理念では、「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、

包括的な支援体系を創設するものとしており、経済的自立、日常生活自立を目指し、支援員による細やかな相談や個々の状況に応じた支援を行っています。

生活保護に至る前段階の生活困窮者への支援として、早期発見や見守りのための地域ネットワークを構築するとともに、個々の状況に応じた支援策を講じること、就労の場を見つけることも大切です。また、生活困窮者として支えられる側、支える側という関係ではなく、相互による支え合いのできる地域づくりも必要です。

◆ 今後の方向性

生活保護に至る前段階の支援として、複合多問題を抱えた生活困窮者への包括的な支援を行うには早期発見が重要であり、関係機関との連携強化や見守りができる地域づくりを進める必要があります。また、子どもの貧困を含めた生活困窮者を早期発見するため、市が保有する情報を共有し、税金の滞納や教育機関との連携を図る等の訪問支援（アウトリーチ）を行い、社会的孤立者とならないように、包括的な支援が出来るよう働きかけます。

◆ 具体的な施策

施策名	内 容
生活困窮者の早期把握	生活困窮者の把握に必要な情報を得るために、くらしサポートセンター守口※やハローワークと、より緊密な連携体制を構築し、福祉部局だけでなく、租税や保険料、公共料金の担当と連携し、対象者の早期発見に努めます。
生活保護に至る前段階の支援の強化	生活保護に至る前段階にある経済的に困窮している人を対象として、一人ひとりに合った相談支援や就労支援などを提供することで、自立に向けた包括的・継続的な支援を実施します。
生活困窮者支援を通じた地域づくり	生活困窮者を支援する過程において、地域住民と協働して、生活困窮者が社会参加できる場や中間的就労などの働くことのできる場などを創出し、新たな社会資源を積極的に創造していきます。

基本目標 7 さいがいじゃくしゃ しえん 災害弱者の支援

◆ 現状と課題

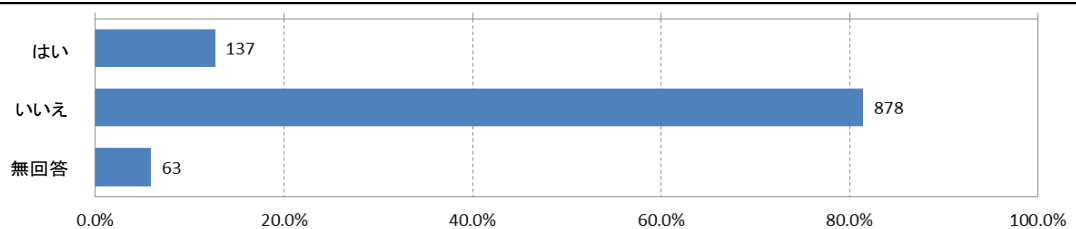
近年、大地震や局地的な豪雨など予測不可能な自然災害が発生しており、市民の防災に対する意識が高まっています。大規模災害発生時には、公的な支援に限界があり、一人ひとりの自助や共助の行動が必要です。

平成 25 (2013) 年に災害基本対策法が改正され、市町村においては、自力で避難が困難な「避難行動要支援者」といわれる方々の情報を名簿として作成することが義務付けられました。

この名簿を「避難行動要支援者名簿※」といい、災害発生時または、災害発生の恐れがある場合は、避難支援者（民生委員・児童委員※、社会福祉協議会※、警察、消防、自主防災組織※）が安否確認を行うことができることとなっています。平常時よりこの制度について周知するとともに、地域の見守りにも活用し災害時に支援が得られやすい仕組み作りを目指しています。

しかし、市民意向調査の結果では、「避難行動要支援者名簿※」を知っている人は 12.7%と、ほとんどの人が名簿のことを知らないという結果でした。このことから、引き続きこの制度について理解を広げていく必要があります。

問23 市では、災害が発生した際に自力で避難することが困難な方を記載した「避難行動要支援者名簿」を作成しております。この名簿について、あなたはご存知ですか。（どちらかに○）



また、平成 29 (2017) 年 6 月 19 日に改正水防法が施行され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下、「要配慮者利用施設」という。）の管理者に対して、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務づけられました。本市は全域が浸水想定区域に指定されており、市内の要配慮者利用施設は全て対象となっています。これらの施設の管理者に対して、説明会などを行い、積極的に働きかけすることで防災対応に努めています。

さらに、一般の避難所生活が困難で、特別な支援が必要である高齢者や障がい者、妊産

婦や乳幼児を対象にした「福祉避難所^{ふくしひなんしよ}※」に関しては、現在1法人と「災害発生時^{さいがいはっせいじ}における福祉避難所^{ふくしひなんしよ}※の開設^{かいせつ}及び運営管理^{うんえいかんり}に関する協定」を締結していますが、今後も災害弱者に配慮して、福祉避難所^{ふくしひなんしよ}※のさらなる拡充に取り組まなければなりません。

◆ 今後の方向性

平成 23（2011）年の東日本大震災では、死者の約 6 割が 65 歳以上で、障がい者の死亡率は住民全体の死亡率の約 2 倍に及んだこともあり、妊産婦や乳幼児も含めて、こうした災害弱者に対する支援は喫緊の課題です。

地域の特性や実情を踏まえつつ、災害発生時に一人でも多くの災害弱者の生命と身体を守るという重要な課題を達成するため、関係機関・団体と連携して取り組んでいきます。

◆ 具体的な施策

施策名	内 容
ひなん こうどう ようしえんしゃ 避難 行動 要支援者 名簿 ^{めいぼ} ※の周知・更新	災害に備え、避難行動要支援者名簿 ^{ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ} ※の必要性について啓発するとともに、地域の団体との連携・協力のもと、平常時・災害時における避難行動要支援者名簿 ^{ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ} ※の整備に努めます。
ひなん こうどう ようしえんしゃ 避難 行動 要支援者 名簿 ^{めいぼ} ※の活用	平常時より名簿に登録されている人に対して、民生委員・児童委員 ^{ようしえんしゃ} ※の見守り活動等に名簿を活用することにより、要支援者を地域で守る取り組みを進めます。
ふくしひなんしよ 福祉避難所 ^{ふくしひなんしよ} ※の整備	一般の避難所生活が困難で、特別な支援が必要である高齢者や障がい者、妊産婦や乳幼児が安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所 ^{ふくしひなんしよ} ※の整備に努めます。

基本目標 8

包括的な相談支援体制の構築

◆ 現状と課題

国では長年、高齢者・障がい者・子どもといった対象者ごとに、法律で決められた限定的なニーズに対して、縦割りで専門的なサービスが提供されてきました。

介護保険法、障害者総合支援法、子ども子育て支援新制度など、各制度の整備が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、既存の縦割りのシステムには限界が生じ、従来の縦割りでサービスをすべて用意するのは困難となり、法律や制度の狭間で適切な支援が受けられない人が増えてきています。

そこで、現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者を捉え、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないように、包括的に受け止めるための相談体制の構築を図る必要があります。

また、国は、団塊の世代が75歳以上になる平成37（2025）年を目途に、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム[※]」の構築に向けた取組みを進めています。これは、今後、認知症患者の増加が見込まれていることから、認知症患者の地域での生活を支えるためにも、介護保険法の改正に注視しながら、早急に対応していく必要があります。

本市では、現在、「守口市地域包括支援センター[※]」を市内6か所に開設しており、適切な介護予防のための運営を行っています。「地域ケア会議」では、専門職（医療や介護の関係機関職員など）と地域の関係機関・団体の代表者（民生委員・児童委員や老人クラブなど）が、各地域での介護予防に関することや困難事例に対し、情報共有や事例対処を行い、問題解決に努めております。

市民一人ひとりが安心して暮らしていくことができるよう、各関係機関や関係団体等との情報共有を図り、超高齢社会への対応策を検討しなければなりません。

◆ 今後の方向性

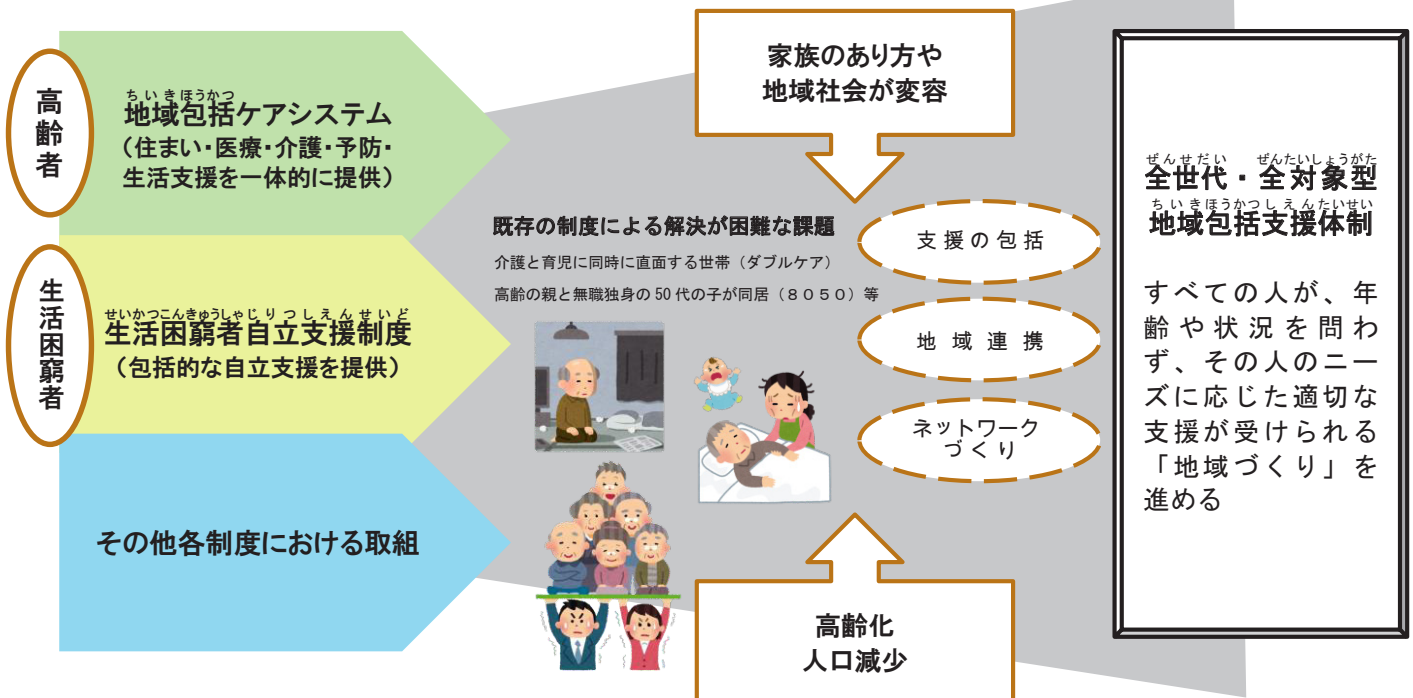
基本目標3で掲げた「住民の身近な圏域」にある「丸ごと」の相談を受け止める場では、対応しがたい複雑・複合的な課題については、福祉関係だけでなく、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生など多岐にわたる分野で、市町村単位もしくは都道府県単位の専門機関も含めた多機関が協働する体制の中で、解決方法が考えられるべきです。

そのためにも、その協働の中核の役割を担う中心人物（キーパーソン）が必要となります。複合的な課題を受け止め、多機関協働の中でチームとして解決策を検討し、時には新たな社会資源の創出を行い、社会福祉の実践的活動（ソーシャルワーク）として知識・経験を持つ「つなぎ役（コーディネーター）」を配置します。また、配置の際には、丁寧なプロセスを経て、地域においてふさわしいと認められた機関であることを前提とします。

◆ 具体的な施策

施策名	内 容
つなぎ役（コーディネーター）の配置	現状の福祉相談では適切なサービスを受けることができない様々な対象者を捉え、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないように、包括的に受け止める総合的な相談体制の構築を図るため、地域における相談支援機関につなぎ役（コーディネーター）を配置します。また、地域福祉を推進のため、関係機関と連携し、専門人材育成の研修などを通じてスキルアップを図ります。
全世代・全対象型の相談体制強化と連携	「 ^{ちいきほうかつ} 地域包括ケアシステム [※] 」を着実に進めつつ、すべての人が年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられる「 ^{ぜんせだい ぜんたいしょうがた ちいきほうかつ} 地域づくり」を目指して、「 ^{ぜんせだい ぜんたいしょうがた ちいきほうかつ しえんたいせい} 全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築します。

目指すべき「『我が事・丸ごと』^{ちいききょうせいしゃかい}地域共生社会」のすがた



第4章 計画の推進に向けて

1. 重点プロジェクトについて

各基本目標で示した「具体的な施策」のうち、重点的に取り組むものを3つ設定します。

重点プロジェクト1

「守口版地域共生社会」の形成に向けた説明会・意見交換会の開催

地域づくりを一部の人に任せるのではなく、地域における課題を地域住民が自らの課題（我が事）として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、地域の関係機関・団体や市職員を交えて、意識の醸成や地域づくりに必要な働きかけを行います。

重点プロジェクト2

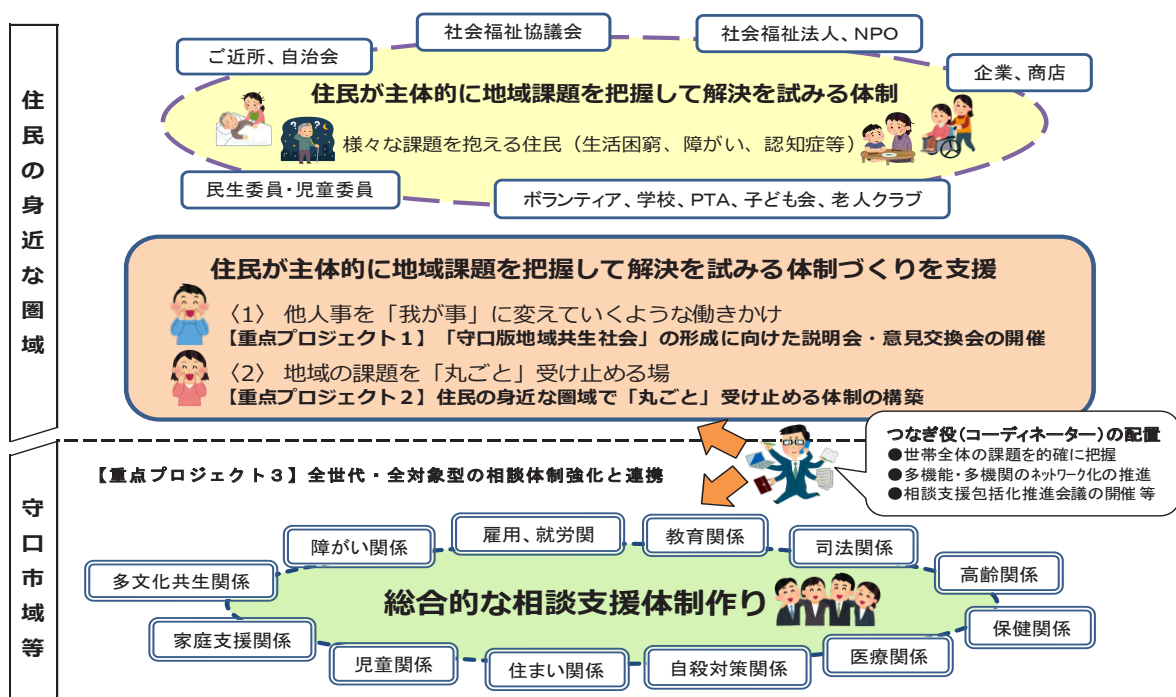
住民の身近な圏域で「丸ごと」受け止める体制の構築

地域活動を通して住民が把握した課題について、包括的に受け止め、相談、助言、情報提供を行うとともに、必要に応じて支援機関につなぐことのできる体制を構築します。

重点プロジェクト3

全世代・全対象型の相談体制強化と連携

これまで、高齢者施策における「地域包括ケアシステム※」の構築、生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」の創設など、各制度においても、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりを推進してきましたが、対象者の適応をさらに広げ、多様なニーズに対応した「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築します。



2. 計画の進行・管理

本計画を総合的に推進していくため、市が実施する各種地域福祉施策について、関係部局間の相互の連携・調整を行います。

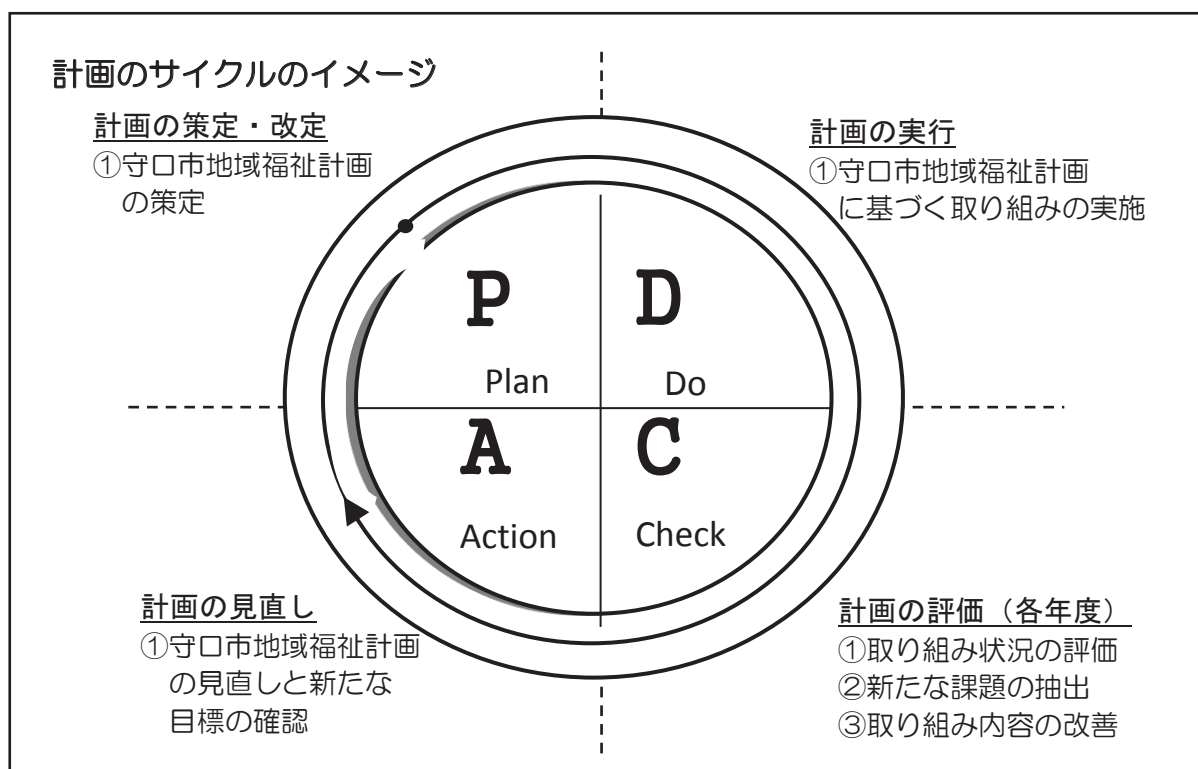
また、進行管理については、各種地域福祉施策を実施している関係課からの進行状況の報告を受けるとともに、ヒアリング等による課題の抽出など、取り組みの改善に向けて評価を行います。

3. 計画の見直し

本計画は、平成 30（2018）年度を初年度とする第 3 次計画ですが、5 年後には本計画の見直しを経て新たな計画を策定します。

ただし、国や大阪府などの動向を踏まえて、法改正や社会情勢の変化、関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

また、計画の見直しに当たっては、住民参加の要素を効果的に取り入れるよう努めます。



資 料 編

1. 守口市地域福祉計画策定懇話会設置条例

平成24年12月5日
条例第24号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、守口市地域福祉計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、市長の諮問に応じて、守口市地域福祉計画に関する事項を調査審議し、市長に答申する。

(委員)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 医療関係団体の代表者
- (4) 地域関係団体の代表者
- (5) 商工関係団体の代表者
- (6) 市民
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他市長が適当と認めた者

3 委員は、当該諮問に係る事項について答申したときは、解嘱されるものとする。ただし、答申後に委員の意見を聴く必要がある場合は、この限りでない。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 懇話会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 懇話会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 懇話会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第6条 懇話会に、専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属する委員は、会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、専門部会の会務を掌理し、専門部会における審議の状況及び結果を懇話会に報告する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、福祉総務主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

もりぐちしちいきふくしけいかくさくていこんわかいいいんめいぼ
2. 守口市地域福祉計画策定懇話会委員名簿

守口市地域福祉計画策定懇話会設置条例第3条第2項より作成

順不同・敬称略

	氏 名	役 職
学識経験者	岡 田 進 一	大阪市立大学大学院生活科学研究科教授
福祉関係団体の代表者	小 川 勝	守口市民生委員児童委員協議会会長
	森 滝 子	守口市民生委員児童委員協議会主任児童委員代表
	高 岡 武	守口市社会福祉協議会会長
	松 井 宏 之	守口市老人クラブ連合会会長
	砂 原 嘉 夫	守口市身体障害者福祉会会長
医療関係団体の代表者	博 多 安 美	守口市医師会理事
地域関係団体の代表者	佐々木 佐智子	守口市赤十字奉仕団委員長
	新 井 幸 子	守口市地域コーディネーター連絡会副会長
	深 田 恵 美	NPO法人コミュニティー信頼理事
	竹 内 美 喜 枝	守口地区人権擁護委員会副会長
市民	南 眞 澄	市民（公募）
	岩 佐 聖 二	市民（公募）
関係行政機関の職員	西 村 正 代	守口第2地域包括支援センター職員
	内 田 直 樹	コミュニティーソーシャルワーカー代表
	田 邊 雅 章	守口保健所所長

3. 守口市地域福祉計画検討委員会要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する守口市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び推進に関する調査及び検討を行うため、守口市地域福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画に関する情報収集
- (2) 計画に関する調査及び検討
- (3) 守口市地域福祉計画策定懇話会への、計画に関する調査及び検討の結果の報告
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画の策定及び推進に関し必要な事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、議事に関して必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(作業部会)

第6条 委員会は、必要に応じて作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、委員長が指名する委員その他の職員をもって組織する。
- 3 作業部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を委員会に報告する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域福祉主管課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

コミュニティ推進課長、人権室長、健康福祉部総務課長、生活福祉課長、障がい福祉課長、高齢介護課長、健康推進課長、こども政策課長、子育て支援課長、子育て支援センター長、危機管理室長、学校教育課長

さくていけいか
4. 策定経過

年 月 日	項 目	内 容
平成 29 (2017) 年 5月 10日	守口市地域福祉計画に係る 市民代表の選考委員会	守口市地域福祉計画策定懇話会の市民委員を選考
平成 29 (2017) 年 5月 23日	第 1 回守口市地域福祉計画 検討委員会	・委員長及び副委員長の選出について ・第 3 次守口市地域福祉計画の策定に向けて
平成 29 (2017) 年 6月 21日	第 2 回守口市地域福祉計画 検討委員会	・各課提出の課題について ・アンケート素案について
平成 29 (2017) 年 6月 29日	第 1 回守口市地域福祉計画 策定懇話会	・会長及び副会長の選出 並びに 会議の公開・非公開 ・第 3 次守口市地域福祉計画の概要について ・市民意向調査の実施について ・計画策定スケジュールについて
平成 29 (2017) 年 7月 12日~7月 31日	市民意向調査	18 歳以上の市民 2,500 人を対象に調査を実施
平成 29 (2017) 年 8月 14日~8月 31日	事業所意向調査	市内 200 ヶ所の福祉事業所を対象に調査を実施
平成 29 (2017) 年 11月 27日	第 3 回守口市地域福祉計画 検討委員会	・市民意向調査及び事業所意向調査結果について ・第 3 次守口市地域福祉計画素案について
平成 29 (2017) 年 12月 6日	第 2 回守口市地域福祉計画 策定懇話会	・市民意向調査及び事業所意向調査結果について ・第 3 次守口市地域福祉計画素案について ・パブリックコメントについて
平成 30 (2018) 年 1月 4日~2月 2日	パブリックコメント	計画素案に対する市民意見の募集
平成 30 (2018) 年 2月 9日	第 4 回守口市地域福祉計画 検討委員会	・パブリックコメントの実施結果について ・第 3 次守口市地域福祉計画最終案について
平成 30 (2018) 年 3月 5日	第 3 回守口市地域福祉計画 策定懇話会	・パブリックコメントの実施結果について ・第 3 次守口市地域福祉計画最終案について

5. ようごかいせつ用語解説（五十音順）

本文中に※を付けた用語について説明しています。

ア行

NPO（非営利組織）

営利を目的とせずに市民活動や、公共的な活動を行う民間組織です。

いきいきネット相談支援センター

地域住民の困りごとに対し、福祉の専門職であるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が、相談に応じます。守口市では、市内4箇所（常設2箇所、臨時2箇所）に配置されています。

カ行

かくかぞく核家族

夫婦と未婚の子どもだけで構成される家族のことをいいます。

かどうねんれいそう稼働年齢層

満15歳以上64歳未満にある人のことをいいます。但し、長期入院者、施設入所者、高校就学者、障がい者加算適用者など、明らかに就労能力がないと判断される人は対象外です。

くすのき広域連合

保険財政基盤をより強固なものにし、公平・公正な住民本位の介護保険制度を確立するため、守口市・門真市・四條畷市の3市で、介護保険事務を共同処理している広域連合です。

くらしサポートセンター守口

生活保護を受給するまでではないものの、様々な理由により生活困窮せいかつこんきゆうしている方からの相談に応じ、相談者と一緒に課題を分析し、どのような支援が必要か考えます。相談内容によっては、具体的なプランを作成し、就労や住まい、家計の再生などの支援を組み合わせ、相談者に寄り添いながら生活の安定と自立に向けた支援を行います。

けいざいてきぎゃくたい経済的虐待

養護者または高齢者の親族が財産を不当に処分したり侵奪したりして、経済的な境遇の面で人に苦痛を与える虐待のことをいいます。

子育て支援センター

子育て不安の軽減に向けて、気軽に利用できる相談窓口や親子交流、情報提供、子育て講座の開催、子育てサークルへの育成・支援等を行う地域の総合的拠点です。

こどくし孤独死

主に一人暮らしの人が誰にも看取られることなく、当人の住居内などで生活中的突発的な疾病などによって死亡することをいいます。特に重篤化しても助けを呼ばずに亡くなっている状況を表します。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

援護を必要とする高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭等の福祉の向上と自立生活を支援するための専門職です。暮らしにかかわるさまざまな問題を解決できるよう支援します。守口市では、市内4箇所のいきいきネット相談支援センター（常設2箇所、臨時2箇所）に配置されています。

サ行

自主防災組織

町会や自治会が主体となって地域住民が自主的に連携して防災活動を行う任意団体です。地域住民が協力して消火訓練、避難訓練等を行い、日頃の火災の防止に努めることを目的としています。

児童センター

0歳から5歳までの保護者同伴の乳幼児、小学校の児童を対象にした施設です。地域社会におけるレクリエーションセンターとして健全で楽しい遊び場を提供し、心身の発達や向上やその育成に努めることを目的としています。

しみんこうけんにんせいど 市民後見人制度

親族がいない認知症患者、障がい者等の成年後見人に一般市民が新たな担い手としてなることをいいます。財産管理や法的な契約行為を本人に代わって行います。

社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。

主任児童委員

民生委員・児童委員の中でも、子どもに関することを専門的に担当し、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進するため、様々な地域福祉活動を行っています。

小地域ネットワーク活動（もりぐち／ねっと輪〜）

小学校区を単位として、援助を必要としている人を対象に、社会福祉協議会が中心となって、見守りや声かけ、配食等の実施、安否確認などの援助活動を行い、住民同士の支え合いを広げる活動のひとつです。

しんたいてきぎやくたい 身体的虐待

他者による意図的もしくは非偶発的な損傷のことをいいます。

しんりてきぎやくたい 心理的虐待

著しい心的外傷を与える言動や行為のことをいいます。

せいてきぎやくたい 性的虐待

上下の発生する関係において、上位の者がその力を濫用もしくは悪用して、下位の者の権利・人権を無視して行う、性的な侵害行為のことをいいます。

せいねんこうけんにん 成年後見人

認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分ではない人の財産管理や契約行為などを支援する成年後見制度に基づき、保護・支援する人のことをいいます。判断能力などに応じた「後見」以外にも「保佐」「補助」の3類型があります。

夕行

地域コーディネーター

学校、家庭、地域住民が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てていくため、「教育支援を行う地域の窓口づくり」の役割を担っています。地域住民参画による様々な教育支援の取り組みを推進し、教育支援活動の活性化に寄与することが目的です。

ちいきほうかつ 地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが出来るよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援体制のことです。

ちいきほうかつしえん 地域包括支援センター

地域ケアを展開していく重要な柱として、公正・中立な立場から被保険者に対して①介護予防マネジメント、②総合相談事業、③包括的・継続的マネジメント、④虐待防止・早期発見などを担う中枢機関です。守口市では、市内6箇所に設置されています。

地区福祉委員

社会福祉協議会が地域における福祉課題などを自分たちの問題としてとらえ、住民の主体的な参加による活動によって解決を図る自主的な組織です。自治会や民生委員・児童委員、福祉団体や当事者などの関係団体で構成されています。

予行

にちじょうせいいかつじりつしえんじぎょう 日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分ではない人の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を支援するサービスです。

にんにんかいご 認認介護

認知症の要介護者を認知症の介護者が介護していることを認認介護といいます。事故が起こりやすい危険な介護状況の一つです。

ネグレクト

幼児・高齢者等の社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為のことをいいます。

ハ行

ひきこもり

学校や仕事に行かないで、6ヶ月以上家族以外の人と交流をほとんど持たず、自宅に引きこもっている状態をいいます。

ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ 避難行動要支援者名簿

災害が発生した場合や発生する恐れがある場合に自力で避難することが難しく、支援を必要とする方々の情報を掲載した名簿です。本人からの同意を得た上で、避難支援等関係者（避難支援等の実施に携わる関係者）に平常時から名簿情報を提供し、災害時の避難支援や安否確認等に役立てようとするものです。

ファミリー・サポート・センター

お子さんを一時的に預かって欲しい依頼者と預かることが出来る協力者の双方を会員として、子育てアドバイザーの調整のもと、育児の援助活動に取り組むところです。

ふくしひなんしょ 福祉避難所

避難所のひとつで、主に高齢者、障がい者、乳幼児や妊産婦など特に配慮を要する人たちの利用を想定し受け入れ態勢を整えているものです。

ほうしんこうけん 法人後見

社会福祉法人やNPOなどの法人が、成年後見人等になることをいいます。

保護司

犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことのないよう、その立ち直りを助けるため、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（民間のボランティア）です。

マ行

民生委員・児童委員

地域福祉の向上のために厚生労働大臣から委嘱された「民間の奉仕者」です。それぞれ担当地区が決められており、その地域においてさまざまな活動を行っています。民生委員は児童委員をかねています。

ラ行

らうらうかいご 老老介護

65歳以上の高齢者を同じく65歳以上の高齢者が介護している状態のことで、例えば「65歳以上の妻が高齢の夫を介護する」「65歳以上の子供がさらに高齢の親を介護する」などのケースがあります。

第3次守口市地域福祉計画

発行：守口市健康福祉部総務課

〒570-8666

守口市京阪本通2丁目5番5号

電話（06）6992-1570

発行日：平成30（2018）年3月